

官報

平成十一年四月十二日

○第百四十五回 参議院會議録第十二号

平成十一年四月十二日(月曜日)

午後一時一分開議

○議事日程 第十二号

平成十一年四月十二日

午後一時 本会議

第一 男女共同参画社会基本法案(趣旨説明)

○本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。

日程第一 男女共同参画社会基本法案(趣旨説明)

本案について提出者の趣旨説明を求めます。国務大臣野中内閣官房長官。

(国務大臣野中内閣官房長官、拍手)

○国務大臣(野中内閣官房長官) 男女共同参画社会基本法案について、その趣旨を御説明申し上げます。

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重、法のものとの平等がうたわれており、男女平等の実

平成十一年四月十二日 参議院會議録第十二号

男女共同参画社会基本法案(趣旨説明)

現に向けてさまざまな取り組みが、国際連合など国際社会における取り組みとも連動しつつ、着実に進められてきたところであります。その間には、女子差別撤廃条約も批准されました。しかしながら、現実の社会においては、男女間の不平等を感じる人も多く、男女平等の実現に向けて、なお一層、努力していかねばなりません。

また、少子高齢化など社会経済情勢の急速な変化に対応していく上でも、女性と男性が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれないこと、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、一層緊急の課題とされているところであります。

このような状況において、男女共同参画社会の実現は、政府の最重要課題であると考えております。そのためには、さまざまな分野において男女共同参画社会の形成を促進するための施策を推進することが重要であります。また、人々の意識の中に形成された性別による固定的役割分担意識等が男女共同参画社会の実現を妨げていることを考えますと、国民一人一人にこの問題について理解を求め、各自の取り組みを促していかなければなりません。

男女共同参画社会基本法案は、男女共同参画社会の形成に関する基本的理念とこれに基づく基本的な施策の枠組みを国民的合意のもとに定めることにより、社会のあらゆる分野において国、地方公共団体及び国民の取り組みが総合的に推進されることを目的としています。この法律案は、男女の人権が尊重され、豊かで活力ある社会を実現し、女性も男性もみずからの個性を発揮しながら、生き生きと充実した生活を送ることができ、ことを目指すものであり、二十一世紀の日本社会を決定する大きなかきとなる意義を持つものと考えています。

次に、本法案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、男女共同参画社会の形成に関する基本理念として、男女が性別による差別的取り扱いを受けないこと等の男女の人権の尊重、社会における制度または慣行についての配慮、政策等の立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動との両立、国際的協調という五つの理念を定めるとともに、国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に係る責務を明らかにしております。

第二に、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関し、政府等は基本的な計画を定めて施策の大綱を国民の前に示すこととともに、施策の策定等に当たっての配慮、国民の理解を深めるための措置、苦情の処理等、調査研究、国際的協調のための措置、地方公共団体及び民間の団体に対する支援など基本的な施策について規定しております。

第三に、現在、男女共同参画審議会設置法に基

づいて設置されている男女共同参画審議会について、この基本法にその設置根拠を移すことにより、男女共同参画社会の実現に向けた推進体制として明確に位置づけております。

以上が、この法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。狩野安君。

(狩野安君登壇、拍手)

○狩野安君 私は、自由民主党並びに自由党を代表いたしまして、ただいま議題となりました男女共同参画社会基本法案に対して、小淵総理大臣及び野中官房長官に質問いたします。

「元始、女性は太陽であった、真正の人であった。今、女性は月である。」女性運動家であった平塚らいてう氏がそう例えてうたった宇宙に、昨年初、日本女性である向井千秋さんが二度目の宇宙旅行を実現しました。向井千秋さんが男性飛行士と肩を並べて仕事に励む姿に、時代の変化を感じ、来るべき二十一世紀の男女共同参画社会の姿を思い描いたのは私だけではないでしょう。

本法案は、政府の男女共同参画審議会で各界各層の意見を聞き、法案となったもので、関係各位の努力に敬意を表したいと思います。

「男女共同参画社会」という言葉は、新しい言葉です。昨年十月、総理府は学識者、マスコミ関係者など約二千四百人を対象にした有識者アンケート調査を公表していますが、男女共同参画社会への政府の取り組みについて、言葉を聞いただけの

人も含め、七割の人が知っていると答えています。しかし、地方自治体の首長や行政官など公務員は、九割以上が知っていたと答えているものの、企業経営者や女性有識者は四割前後が知らなかったと答えています。これでは、民間での認知度はまだまだ十分ではないと考えます。

この男女共同参画社会の理念は、国連が女性の地位向上のために定めた昭和五十年の国際婦人年に端を発し、平成六年に首相を本部長とする男女共同参画推進本部が設置されるなど、時間をかけて議論をされてきたものです。法律の名前にもなっている「男女共同参画社会」という言葉は、まさに私たちがこれから育て上げ、実践していく理念であります。

そこで、総理にお尋ねいたします。

男女共同参画社会の理念、意義をどのようにお考えでしょうか。また、法案成立への決意をお伺いいたします。

法案には、基本理念として、男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取り扱いを受けないことなど、男女の人権が尊重されることを旨とすると、男女の人権の尊重が書かれています。

言うまでもなく、男女の平等は憲法で保障されており、十四条には法のもとの平等が、二十四条には家庭生活における個人の尊厳と両性の平等が明記され、四月からは改正男女雇用機会均等法が施行されました。そのため、なぜ今基本法が必

要なのかとの意見も耳にします。

しかしながら、本法案は、女性への差別をなくすことに加えて、男性と女性がお互いを個人として尊重し、能力を認め合い、暮らしやすい社会を私たち自身がつくっていく大きな役割があると考えます。厳しい少子高齢化社会の到来の中で、男女が助け合う共同参画社会を形成していかなければ、二十一世紀の我が国に発展はなく、真の成熟した民主主義社会が実現されません。このような基本的視点に立てば、「男女共同参画社会基本法」という名称はその趣旨からいっても最もふさわしいと思います。

ともすると、男女共同参画社会基本法というと女性のための法律のように受けとめられがちですが、私はこの法律は男性にとっても大切であると考えています。官房長官はどのように受けとめておられるのか、お尋ねいたします。

男女共同参画推進本部では、平成八年に国の審議会における女性委員の登用促進が決定されていますが、審議会は各省庁にまたがっており、この例一つとってもその実現のためには各省庁が連携して取り組んでいく必要があります。

また、地方分権が課題となっている今、この法案の理念を実現していくためには、国だけでなく地方の自主性も尊重しながら地方自治体における施策の実施を進めていく必要があります。官房長官は地方での経験もお持ちで、長い間女性に関する施策に御尽力されてきており、本当にこの法案

の成立を熱望されていると伺っています。

そこで、この法案に基づき、地方も含めてどのような施策を講じ、男女共同参画社会の実現を図っていくのか、男女共同参画担当大臣である官房長官にその基本的な方針をお伺いいたします。

また、法案には基本理念として、家庭生活における活動と他の活動との両立が掲げられており、現在、少子高齢化社会への対応が大きな課題になっていますが、子供を産み育てることは女性にとっても大変な仕事であるのが現実です。社会的にその大変な仕事を軽減する措置を講ずることは、女性の社会参加を促進し、同時に少子化に対処することにもなり得ます。

総理は、今通常国会の施政方針演説において、少子化への対応を考える有識者会議から、家庭や子育てに夢を持てる環境整備は社会全体で取り組む課題であるとの提言を受け、適切に対応すべく国民会議を設け、国民的広がりのある取り組みを全力で進めていく決意を表明されました。男女共同参画社会基本法案はその取り組みの大きな推進力になると確信するとも言われておりましたが、私も同様に確信しております。

また、男女共同参画社会については、国内的視点からだけでなく国際的視点からも取り組んでいかなければならないと考えています。法案の第七条においても基本理念として国際的協調がうたわれています。これまで女子差別撤廃条約の批准、平成七年の北京における第四回世界女性会議な

ど、その取り組みが進んできました。

そして、西暦二〇〇〇年の節目に当たる来年六月には、ニューヨークの国連で女性二〇〇〇年会議が予定されております。そこで、現在、会議に向けた国内の取り組み体制はどのようにしているのか、官房長官にお尋ねいたします。

この基本法を真に実効あるものにしていくためには、それを動かしていく体制づくりが重要です。今後、中央省庁等の改革において男女共同参画会議の設置、また、総理御自身の決断により担当局を設置することが決まっていますが、実際どのように体制強化を図っていくのか、最後に総理のお考えを伺います。

この基本法案が二十一世紀の指針となることによつて、すばらしい世界が築かれていくことを確信しております。私自身も男女共同参画社会の実現に向けて研さんし努力していくことをお誓い申し上げます。ありがとうございます。(拍手)

〔国務大臣小淵恵三君登壇、拍手〕

○国務大臣(小淵恵三君) 狩野安議員にお答え申し上げます。

お尋ねの男女共同参画社会の理念、意義についてでございますが、女性と男性が対等なパートナーとしてさまざまな分野に参画し、喜びも責任も分かち合える社会であると考えております。なお、このたびの道府県議会議員選挙では、女性の当選者が前回の七十九名から百三十六名に大

幅にふえまして、また、従来女性議員のいなかったすべての県で新たに女性議員が誕生したところであり、二十一世紀に向けて、社会のあらゆる分野に女性の参画を促し、豊かで活力ある社会を築くためにも、本法案の成立は極めて重要であると考えます。

体制強化に関するお尋ねですが、中央省庁等改革基本法におきまして、現在の審議会に新たな任務を付与し、その機能を強化した合議制の機関として内閣府に男女共同参画会議を置くこととしたしております。また、男女共同参画の重要性にかんがみ、新たにその担当局を設けることを私みずから決断したところであり、現在、局にふさわしい強力な推進体制を整えるべく、鋭意検討いたしております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣野中広務君登壇、拍手)

○国務大臣(野中広務君) 狩野議員の私に対する質問についてお答えをいたします。

本法案が男性にとっても大切な法案であるという議員の御意見は、全くそのとおりであると私も思っております。男女を問わず、個人がその能力と個性を十分に発揮できる男女共同参画社会づくりを通じて、自分らしく生きることの大切さや豊かな人生とは何かということが改めて認識されることになるものと考えております。

男女共同参画社会の実現についてのお尋ねでこ

ざいますが、本法案では、基本理念を定め、国の責務及び地方の自主性を尊重した地方公共団体の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体の基本的な計画の策定等、施策の基本となる事項を定めることにより、我が国全体として男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することとしたしております。

次に、女性二〇〇〇年会議に関するお尋ねでございますが、その準備の過程において広く民間団体等との連携を図るため、女性二〇〇〇年会議日本国内委員会の開催について昨年十二月に決定いたしましたして、既に第一回会議を開催したところでありました。

今後も、関連する国際会議についての情報提供など、民間団体等との連携を図りながら着実に準備を進めてまいりたい所存であります。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 笹野貞子君。

(笹野貞子君登壇、拍手)

○笹野貞子君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました男女共同参画社会基本法について、小淵総理並びに野中官房長官、陣内法務大臣に質問いたします。

日本国憲法第十三条は、すべて国民は、個人として尊重される。また、その十四条では、すべて国民は、法のもとに平等であると高らかに宣言されていることは既に周知のことです。ゆえに各種の法律や制度は、この憲法の理念を具体的に

に推進し、実現することは当然のことと言わなければなりません。

今回提出されましたこの男女共同参画社会基本法も、ただのスローガンや精神論では憲法に対して屋上屋を重ねることになりかねません。真に実効性あるものにするためには具体性が必要であります。

さて、ことは一九七五年の国連婦人年より二十四年目、来年は二〇〇〇年、世界女性会議が開かれますが、我が国は男女平等についての社会的努力と現実の法整備との間に数々の矛盾を抱えている今日に至っていると言えるのではないのでしょうか。この法案がそれらの矛盾を解決できるものであることに期待いたします。

我が党でも、昨年来、この基本法に対する取り組みを続け、この法律が男女共同参画の実現を促進するために総合的、効率的に推進することができるとある基本法となるように研究してまいりました。この基本法がよりよいものとして成立することを党を挙げて切望するものであります。それでは、法案の中身について順次質問いたします。

まず、基本法第四条の「社会における制度又は慣行についての配慮」の項について質問いたします。

一九九〇年一月、当時の内閣官房長官であった森山眞弓議員が、その年の初場所の千秋楽の土俵

に優勝力士に内閣総理大臣杯を授与するために上がりたいという希望を日本相撲協会に申し入れたところ、相撲は国技であり、伝統、文化は守っていかねばならないという理由で拒絶された事実がありました。

ここで、総理にお伺いいたします。

相撲は国技なのでしょう。もし国技であるなら、なおさら女性が参加できないのはおかしいのではないのでしょうか。裸で回しを締めた女性を土俵にのせろと言っているのではなく、単に優勝杯を力士に授与するために官房長官が土俵に上がるということを拒否されたということは、官房長官という職責が拒否の理由なのでしょう。それとも森山官房長官が女性であったからということが拒否の理由なのでしょう。

重ねて総理大臣にお伺いいたします。

今後、女性大臣も多く誕生するのではないかと、いうことを考えたとき、この法案が成立することによりこのような慣習も改められていきますか、お答えください。

かつては女人禁制であった酒づくり部門への女性の進出や、船には女性を乗せてはいけないという慣行を超えて海上部門の仕事への女性の進出があります。伝統には、継承していくもの、廃止していくもの、そして創造していくものがあります。差別的あしき慣習がこの法律制定によりなくなるべきであることを私は強く希望いたします。次に、制度の問題について質問いたします。

例えば、現行の民法における第七百三十三条の再婚禁止期間と、第七百七十二条の嫡出性の推定に関する条文の問題があります。七百三十三條では、女性の再婚禁止期間は六カ月になっております。一方、七百七十二条では、婚姻の成立から二百日後または婚姻の解消もしくは取り消しの日から三百日以内に生まれた子は婚姻中に懐胎したものと推定することになっております。前の結婚、後の結婚、それぞれの間で嫡出推定の重複を避けるためには、再婚禁止期間としては百日を置くことにすれば足りるはずで、同じことが法制審議会の答申にも出ております。女性だけ六カ月も再婚を禁止するという待婚制度とはどのような理由からでしょうか。

こういった制度の矛盾や、さきに述べました慣行の矛盾がこの基本法制定により是正されていくことと確信いたしますが、いかがでしょうか。また、言いかえるならば、このような矛盾が解消されなければ、この基本法は形骸化した意味のないものになってしまうのではないのでしょうか。

民法の部分では法務大臣に、また基本法制定により慣行、制度矛盾は解消されるのかどうか、総理にお伺いいたします。

次に、人権の確立という点についてお伺いいたします。

第三条では、男女共同参画の促進は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的取り扱いを受けないこととなっております。

す。その差別的取り扱いについては、直接的には性別による差別的取り扱いをするものではないが、結果として男女のいずれか一方に対し差別的効果をもたらすこととなる取り扱いを含むという、いわゆる間接差別の規定が盛り込まれておりませんが、間接差別の存在をどのように考えていらっしゃるでしょうか。この基本法にこそそのような問題を盛り込むべきだと思いますが、官房長官にお伺いいたします。

また、マスコミ等にも取り上げられている女性と暴力の問題についてです。

「ドメスティック・バイオレンス」という言葉が最近よく聞かれる言葉かと思えます。本院でも共生社会調査会で、年間テーマを「暴力」として所属議員が調査研究を続けておりますが、家庭に限らず、職場においても、社会全体においても暴力の問題が注目されています。この暴力の問題は、人権の問題の中でも非常に重要な問題だと思います。この基本法の中に暴力の根絶を提唱すべきものだと思いますが、この点、総理の御見解をお伺いいたします。

次に、十三条の基本計画についてお伺いいたします。

この基本法から基本計画についての具体的案が何も見えません。総合的かつ長期的に講ずべき施策の大綱とは具体的に何かお考えがあるのでしょ

うか。官房長官、お答えください。

被害者の救済を図るための必要な措置とはどのような措置でしょうか。この際、必要な措置を講ずるためには法制上の措置等が当然必要なことだと思いますが、この点、今後の見込みも含めて、官房長官、お答えください。

これらすべての問題に対し具体的解答はすべて審議会に丸投げという従来の政府のやり方では、国会軽視、立法府の弱体化という疑義を抱かざるを得ません。この基本法作成に至っての各方面の御努力には敬意を表しますが、いまだ不十分な部分が多く見られます。その点は国会において十分な審議を尽くすべきでありましょう。

この基本法が画電点晴を欠いたものにならないように、中身のある、しかも現実の世界に根づいた法律として生み出さなければなりません。まさにそのことは立法府の威信をかけて行うべきであります。

最後にそのことを申し上げ、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣小淵恵三君登壇、拍手)

○国務大臣(小淵恵三君) 笹野員子議員にお答え申し上げます。

まず、相撲は国技かというお尋ねでありましたが、我が国におきましては、国技が何を指しているかにつきましては公的に定めたものはありません。相撲につきましては、その歴史や広く国民に親しまれているといったことから、一般的には相撲が国技として認識されているものと考えてお

ります。また、このことと女性への対応については必ずしも直接に関係するものと思っております。

かつて森山官房長官が国技館の土俵に上がった理由についてありますが、このことにつきましては、日本相撲協会が大相撲の伝統、慣例により自主的に判断を行ったものと承知いたしております。

慣行や制度についてお尋ねでありましたが、本基本法の制定によりまして、男女共同参画社会の形成という観点から、さまざまな制度、慣行について国民の間で広く御議論され、必要な検討がなされていくものと考えております。

女性に対する暴力の根絶についてお尋ねでありました。

本基本法は、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的としておりまして、個別具体的な施策については規定いたしておりません。しかしながら、本法の基本理念として、男女の個人としての尊厳等、人権の尊重をうたっているところであり、その基本理念に照らし、女性に対する暴力は許されるべきものではないと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣野中広務君登壇、拍手)

○国務大臣(野中広務君) 笹野議員の御質問にお答えいたします。

いわゆる間接差別についてのお尋ねであります
が、何を以て間接差別といふのか社会的合意が
得られておらないわけでございまして、本法案に
おきましては、差別的取り扱いについて、直接差
別、間接差別という切り口からは規定をいたして
おりませんが、性別による差別的取り扱いの問題
につきまして、法第三条におきまして、男女の人
権の尊重の基本理念にのっとり、適切に対処して
まいりたいと考えておるところでございします。

次に、総合的かつ長期的に講ずべき施策の大綱
についてのお尋ねでございますが、これは、職
域、学校、地域、家庭などにおきます男女共同参
画社会の形成の促進に関する施策の基本的方向を
定めるものでございします。

なお、基本計画に盛り込む事項につきましては
は、男女共同参画審議会の答申を踏まえまして、
時代の変化等に柔軟に対応するため、このように
いたした次第であります。

次に、第十七条に関連をいたしまして苦情の処
理等についてのお尋ねでございますが、この法案
におきましては、苦情の処理等が重要であります
ことから、国は、政府の施策についての苦情の処
理や人権侵害の救済のために必要な措置等を講じ
なければならぬ旨を規定いたしておるところで
ございします。

具体的な措置につきましては、まず、例えば行
政相談委員、人権擁護委員等の既存の制度の活用
を図ることを考えておりますが、今後さらに幅広

い御意見を承りながら検討をしてまいりたいと考
えております。(拍手)

(国務大臣陣内孝雄君登壇、拍手)

○国務大臣(陣内孝雄君) 私に対する御質問にお
答え申し上げます。

女性の再婚禁止期間を定めた民法第七百二十三
条についてのお尋ねでございますが、同条の趣旨
は、民法第七百七十二条が定める子の嫡出性の推
定が前婚と後婚とで重複することを避けること等
により、子の福祉を図るというものであり、嫡出
性推定の重複を避けるという意味では女性の再婚
禁止期間は百日とすることで足りるもので、かか
る観点から法制審議会は再婚禁止期間を現行の六
カ月から百日に短縮する旨の答申を出しておりま
す。

ただ、民法第七百三十三条には、女性が懐胎し
ていることを知らずに婚姻する可能性のある後婚
の夫を保護しようとする趣旨もございまして、前
婚の子が後婚成立後に出生する可能性を排除する
ため、再婚禁止期間を六カ月と定めて余裕を持た
せたものと思われまします。

この問題につきましては、今後、国民各界各層
や関係方面で御議論が深まることを期待したいと
考えております。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 但馬久美君。

(但馬久美君登壇、拍手)

○但馬久美君 私は、公明党を代表いたしまし

て、ただいま議題となりました男女共同参画社会
基本法案につきまして、総理並びに関係大臣に質
問いたします。

個人の尊厳、男女平等の理念が高らかにうたわ
れた日本国憲法が施行されて既に五十年余り経過
いたしました。この間、憲法の理念にのっとりた
我が国独自の婦人参政権などの法的取り組み等に
加えて、女子差別撤廃条約の批准、国際婦人年や
第四回世界女性会議等の国際的な動きと連動した
結果、我が国における女性の活躍が著しく発展を
遂げたことは否定することはできません。

しかしながら、我が国に根強く残る性別役割分
担意識や社会通念、慣行等による男性優位、男性
主導の社会経済構造は、二十一世紀を目前に控え
た今日においても依然根本的に改善される気配は
見えてまいりません。また、男女平等を目指す法
的整備や制度改革による表面的な男女平等社会形
成への取り組みとは裏腹に、女性に対する実質的
な差別が根深く存在するとともに、最近では、女
子大生の就職難を初め間接差別の動きも際立って
多くなっております。

ここで注意すべきは、世紀の転換期を迎えるに
当たって顕著となってきた我が国の社会経済環境
の変化であります。すなわち、少子高齢化の急速
な進展、国内経済活動の成熟化、国際化の一層の
進行、情報通信の高度化、家族形態の多様化、地
域社会とのかかわり方の変化等であります。女性

も男性も生き生きと自己実現し、育児や介護も両
立させ、職場や家庭、地域で輝くことのできる生
活者重視の社会を実現するには、男女共同参画社
会の実現が不可欠であると思ひます。

こうした我が国の女性が置かれた現状や我が国
の社会経済環境の変化を直視するとき、本基本法
案第一条「目的」に、「男女の人権が尊重され、か
つ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力
ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、」
云々と明記していることは積極的に評価できると
考えますが、小淵総理は、この基本法案の意義を
どのように考えておられるか、御所見をお伺い
いたします。

ところで、「男女共同参画社会基本法案」という
題名についてであります。この基本法案が定め
る目的や男女共同参画社会の形成についての定義
などに見られるように、その理想ないし理念は、
それ自体はまことにすばらしいと考えますが、そ
もそも本基本法案の出発点は、人々の意識の中に
形成された固定的な役割分担意識等からくる事実
上の男女の格差、特に国際水準から見てもおくれ
ている政策・方針決定過程の現状など、さまざま
な課題を解決すべきであつたはずで

このことを強調し、かつ実効性を期するために
は、「男女平等促進確保法案」というような選択も
あつたのではないかと考えられますが、「男女共同
参画社会基本法案」とした理由並びに本基本法案
が形成することを目指している男女共同参画社会

の具体的イメージについて、野中官房長官、それぞれ御説明願います。

さて、政策等の立案や決定過程への女性の参画の状況は、女性が社会の対等な構成員としてどれだけ活躍しているかを示す指標にあられると言われています。しかしながら、この点、我が国は極めておくれた状況であり、一九九〇年に国際連合の経済社会理事会で定めた、意思決定レベルの地位における女性の比率を一九九五年までに三〇%にするという目標からはほど遠い状況にあります。政府は、平成八年五月に、国の審議会等における女性委員の登用を、当面の目標値として平成十二年度末までできるだけ早い時期に二〇%にする」と明言しました。二〇%という数字は低過ぎるの感はぬぐい切れません。

先述の国連経済社会理事会で定めた三〇%の目標はいつまでに達成されるおつもりか、官房長官にお伺いいたします。

また、国連開発計画が開発したHDI、人間開発指数、GDI、ジェンダー開発指数、及びGEM、ジェンダーエンパワーメント測定によって我が国の状況を見ますと、一九九八年の発表ではHDIが百七十四カ国中八位、GDIが百六十三カ国中十三位であるのに対して、GEMは百一カ国中三十八位と大きく落ち込んでおります。

この三つの数字が示すのは、我が国は女性の能力の開発においては国際的にすぐれてはいるものの、政治、経済、社会的生活の分野において女性

の意思決定への参加では大きく立ちおくれしているということであります。

これは、本基本法案が定める「積極的改善措置」、いわゆるポジティブアクションの効果を示したものです。国は女性の登用などを積極的に改善し、男女共同参画社会の形成を促進する責務を有しております。

そこで、積極的改善措置の適用分野と内容について、官房長官から具体例を挙げて御説明いたたくとともに、この積極的改善措置が逆差別に相当しないことを明記すべきであると思いますが、官房長官の御所見をお伺いいたします。

次に、この基本法案が成立すれば、民法の婚姻適齢が男性と女性で違ったり、夫婦に同じ姓を強いる現行の民法のあり方、あるいは税制や年金制度について、かねて問題視されてきた事項の見直しが必要に迫られることは必定と言わなければなりません。これらの課題について、いつまでに、どのように見直しされるのか、それぞれ法務、大蔵、厚生諸大臣並びに官房長官の御所見をお伺いいたします。

ところで、男女共同参画社会の形成を促進するとともに、その実効性を期するためには、男女共同参画社会の形成に係る施策に関しての苦情処理及び性別による差別的な取り扱い、あるいは家庭内暴力等、人権が侵害された場合における被害者救済のための制度の整備は不可欠であります。

本基本法案においては、苦情処理の措置や被害者救済措置を講ずべきであると規定はしているものの、その具体的な内容は必ずしも明確ではありません。

また、男女共同参画審議会の答申では、オンブズパーソン機能の活用は重要であるとしながらも、我が国においては、類似機能として、国政調査や行政相談員、そして人権擁護委員、あるいは行政監察等に対応する考えが濃厚であり、必要に応じて個別法で対応するとしています。その個別法は具体的に何を意味しているか定かではありません。

私は、苦情処理及び被害者救済の実効性を確保するとともに、国民各層の、本基本法案の掲げる基本理念や男女共同参画社会の形成に向けての理解を深めるためには、この際、オンブズパーソン制度の導入を図ることがぜひとも望ましいと考えますが、官房長官の御所見をお伺いいたします。

次に、男女共同参画社会の形成に向けて、政府の推進体制づくりも重要な課題であります。二〇〇一年一月一日の中央省庁の再編に当たっては、内閣府に男女共同参画会議が設置されました。事務局体制として、内閣府に、男女共同参画に関する企画立案及び総合調整を主とする事務として男女共同参画局が設置されることが予定されておりますが、現行推進体制と比較して具体的にどのように強化されるのか、官房長官から御説明願います。

さて、今二十世紀は、一言で言うならば、男性優位、男性主導の社会であり、人間より国家、心より物が大切にされた時代と言っても過言ではありません。その結果、戦争や暴力が荒れ狂った世紀でありました。これからの政治には、女性の特質である生活に根差した現実主義や平和志向が生かされることが大切だと思います。男女共同参画社会基本法は、二十一世紀を人権の世紀、生命の世紀へ変革しようという壮大な意義を有する法であると考えます。

最後に、小淵総理の二十一世紀に対する展望と御決意をお伺いいたしまして、私の質問とさせていただきます。

以上です。(拍手)

(国務大臣小淵恵三君登壇、拍手)

○国務大臣(小淵恵三君) 但馬久美議員にお答え申し上げます。

本法案の意義について、まずお尋ねがありました。

議員御指摘のとおり、本法案は、少子高齢化など社会経済情勢が急速に変化する中にありまして、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応のできる豊かで活力ある社会を実現することを目的とするものであり、二十一世紀を決定する大きなきとなる意義を持つものと考えます。

二十一世紀に対する展望についてお尋ねがありました。その前に、議員の御意見につきまして

は私としても真剣に拝聴いたしたところであります。

なお、男女共同参画社会という視点から考えますと、女性と男性が、みずからの個性を發揮し、生き生きと充実した生活を送ることができる社会を実現していくことは、二十一世紀への重要なかけ橋の一つであり、今後さらにそうした社会の形成に向けて力を尽くしてまいる所存でございます。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣野中広務君登壇、拍手〕

○国務大臣(野中広務君) 但馬議員の私に対する質問にお答えをいたします。

まず、法案の名称等についてのお尋ねでございますが、昨年の男女共同参画審議会の答申におきまして、一つには、男女共同参画社会は、男女平等を当然の前提とした上で、さらに男女が各人の個性に基づいて能力を十分に發揮できる機会を保障することをも重要な基本理念としておりますこと、二つには、男女があらゆる分野における意思決定過程への参加、すなわち参画が極めて重要であり、この点を強調する必要があること等から、名称を「男女共同参画社会基本法」とすることが適当であるとされたところでございます。

政府といたしましては、以上申し上げたことを踏まえまして、法案の名称を「男女共同参画社会基本法」といたしたところであります。

男女共同参画社会につきましては、男女が対等なパートナーとしてさまざまな分野に参画し、喜びも責任も分かち合える社会のイメージを持ってまいります。

次に、政策・方針決定過程への男女共同参画についてのお尋ねでございますが、我が国におきましては、先ほど但馬議員より御指摘がございましたように、平成八年五月に男女共同参画推進本部におきまして、国の審議会等委員の女性委員の割合について、国際的な目標である三〇%をおよそ十年程度の間に達成するように引き続き努力を傾注することと決定をいたしております。現在、この目標の達成に向けて鋭意努めておるところでございます。

次に、積極的改善措置についてのお尋ねでございますが、さまざまな分野において男女間の格差を改善いたしますために、必要な範囲内におきまして男女のいずれか一方に対して活動に参画する機会を積極的に提供するものと考えております。例えば、国におきましては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標値の設定及び調査等が実施されております。

この積極的改善措置が逆差別に当たらないかというお尋ねでございますが、第八条におきまして「積極的改善措置」が国の責務として明確に規定されておるといふ本法律案の構造から明らかであると考へておるところでございます。

次に、民法、税制、年金等の制度についてのお尋ねでございますが、本基本法の制定により、男女共同参画社会の形成という観点からさまざまな制度について国民の間で広く御議論され、検討に生かされていくことを期待いたしておるところでございます。

次に、苦情の処理等についてのお尋ねでございますが、本法案は基本法でありますことから、具体的な措置については規定をいたしておりませんが、男女共同参画社会の形成を促進いたしますためには重要な課題であることから、国は、政府の施策についての苦情の処理や人権侵害の救済のために必要な措置等を講じなければならない旨を規定いたしておるところでございます。

次に、中央省庁等改革に関するお尋ねでございますが、中央省庁等改革基本法におきましては、現在の審議会に新たな任務を付与いたしまして、その機能を格段に強化した合議制の機関として、内閣府に男女共同参画会議を置くことといたしておるところであります。

また、小淵総理の決断によりまして、新たに男女共同参画を担当する局を設けることといたしておりまして、現在、局にふさわしい強力な推進体制とするべく検討をいたしておるところでございます。(拍手)

〔国務大臣陣内孝雄君登壇、拍手〕

○国務大臣(陣内孝雄君) 但馬久美議員の御質問にお答え申し上げます。

婚姻適齢及び夫婦別姓についてのお尋ねであります。婚姻適齢及び夫婦別姓制度導入等に関する民法改正につきましては、政府の行動計画である男女共同参画二〇〇〇年プランにおいて検討を進めることとされております。

民法は基本法であり、特に選択的夫婦別姓制度のように社会や家族のあり方など国民生活に重大な影響を及ぼす事柄につきましては、大方の国民の理解を得ることができるよう状況で法改正を行うのが相当であると考えられますので、世論調査の結果等を見ますと、国民の意見はなお大きく分かれていることがうかがわれるわけでございます。

したがって、この問題につきましては、本法案の趣旨も踏まえて、国民各界各層や関係方面で御議論が深まることを期待したいと考えております。(拍手)

〔国務大臣宮澤喜一君登壇、拍手〕

○国務大臣(宮澤喜一君) 税金等の問題についてのお尋ねがございまして、御承知のように、かつて本院でも何度か御議論になりました、家庭の主婦がパートタイムをして稼がれる所得がある水準を超えますと、それ自身が課税の対象になるのみならず、主婦として御主人の扶養家族であった資格を失うという問題がございまして、あるところを超えますと、御主人と合算した税抜き所得というものがかえって減るという問題があったわけでございます。

このことは結局何度か御立法がありまして、いわゆる百三万円と言われる問題ですが、逆転をするということは今なくなったわけでございます。そういう問題は、この問題に関する限り解消をいたしました。

しかし、将来の問題としていろいろ考えますと、今、所得税は御承知のように個人ベースで課税されておりますから、主婦のパートタイムぐらいでございましてと百万円とかいうことで大したことはございせんが、だんだんフルタイムの所得になってくる、そういうふうな社会になると考えなければなりません。

その場合、現在、個人ベースでやっておりますが、大きな世帯ではたくさん家族を養わなければならないということから扶養控除という制度を置いておりますために、個人課税でありながら、現実我が国の社会が大変にそうでございましたので、世帯における主たる所得者の負担を軽減するために扶養控除というものをずっとやってまいりました。その部分が個人課税に徹し切れていない部分でございしますが、もし将来、いわゆるツ・インカム・ファミリーのようになってまいりましたときには、ここらのところを一遍考え直さなければならぬのではないかとという問題が今、急ではございませんけれども、検討しておかなければならない問題としてあるかもしれないということは感じております。(拍手)

(国務大臣宮下創平君登壇、拍手)

○国務大臣(宮下創平君) 但馬議員にお答え申し上げます。

女性の年金制度についてのお尋ねでございますが、女性の社会進出あるいは家族・就労形態の多様化を踏まえまして、女性の年金につきまして制度全体にわたる検討が必要となっていることは十分認識しております。

しかしながら、具体的な検討を行う際には、就労状況、賃金水準といった実際に女性が置かれていた社会実態を踏まえつつ、民事法制、税制、その他社会保障制度等との整合性に留意する必要があると考えております。

このように、女性の年金の問題につきまして、年金制度に限らず幅広い分野にわたる課題がございまして、今後、民事法制、今、大蔵大臣の説明にありましたように税制問題、社会保障、年金数理などの専門家から成る新たな検討の場を設けまして、早急に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 阿部幸代君。

(阿部幸代君登壇、拍手)

○阿部幸代君 私は、日本共産党を代表して、男女共同参画社会基本法案について質問をいたします。

一九四六年四月十日、千三百七十七万人の女性有権者が初めて投票に参加した総選挙が実施さ

れ、半世紀がたちました。このとき当選した三十九人の女性議員も加わって審議、制定された日本国憲法は、その第十三条、第十四条及び第二十四条において、個人の人權の最大の尊重や法のもとでの平等と差別の禁止、婚姻や家族等に関する本質的平等を定め、男女平等と女性の地位向上を推進するよりどころとなってまいりました。

また、国連を中心とした人權尊重の取り組みの中で採択され、一九八五年、日本政府も批准した女性差別撤廃条約は、締約国にすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利について男女の平等な権利を確保することを義務づけています。

今日、女性への暴力の根絶など人權概念や女性の人權意識は豊かに発展しており、新たな基本法の制定が期待されるところであります。しかし、それは男女の実質的な平等を目指す法律であってこそ真に歓迎されるものであります。

そこで、質問いたします。

法案では、第二条一項で「自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され」とあり、第三条で「男女が個人として能力を発揮する機会が確保され」、第五条で「政策」方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保され」とあるように、専ら機会の確保が主眼となっています。「男女平等」という文言が全くありません。法案に期待を寄せる多くの女性と国民がここにこの法案の不十分性を見てとるのは避

けがたいことです。憲法と女性差別撤廃条約の男女平等と人權尊重の理念が大原則として必要ではないでしょうか。そうでなければ、機会の確保さえ十分保障されないのではありませんか。

また、この法案が、その第一条「目的」で、「この法律は、男女の人權が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、」としているのは問題です。そもそも、男女の人權尊重と平等の実現というのは、社会経済情勢の変化にかかわらずなく、その時々政策によって左右されてはならない普遍的な原則ではありませんか。

次に、日本における女性の地位について質問いたします。

女性の就業率は男性の七六％に対して五〇％であり、いわゆるM字型カーブに見られるような、結婚や出産を契機とした退職や介護等での退職も多く、労働省自身、女性の多くは働く希望を持ちつつも、現実には就業する環境が厳しいため就業を控えていると認めざるを得ない状況です。

職場における昇進・昇格差別も大きな問題です。女性労働者の三分の一がパートであることもあって、女性の平均賃金は男性の五〇％にすぎません。自営業者の妻は自家労働が認められず、農林漁業者の妻も同様にその経済的地位は極めて低いものです。日本におけるこうした男女間格差は、国際的に見ても大きく過ぎるではありませんか。格差是正のために、本法案にとどまらず、具

体的な法的整備が必要ではありません。

また、女性国会議員は衆議院二十四人、四・八％で、百八十八人中百二十八位、参議院四十三人、一七・〇六％で、六十六人中二十位、両院のデータが存在する六十六人中四十五位です。

女性の地方議会議員はこれまで四・六％にすぎず、昨日開票の道府県議会議員選挙で、女性当選者が我が党の五十六人を初め、過去最多になったことに注目が寄せられたのは当然でした。

女性管理職も中央省庁でわずか一％程度、都道府県でも三・一％です。企業における女性管理職の割合は、課長相当職で二％にすぎません。

こうした例に典型的に見られるように、政策・方針決定過程への女性の参加が低いのはなぜなのか、その阻害要因を明らかにし、必要な条件整備をするのが政府の責任ではありませんか。

次に、男女平等と女性の人権に欠かさない母性保護についてです。

少子化が日本社会の将来に対する不安を増幅し、国民的関心事になっています。安心して子供を産み育てられる社会の形成は国民的課題ではないでしょうか。そのために、男女両性の生涯にわたる健康と性的自己決定権の尊重、あわせて、産む性である母性の保護が図られなければならないと思います。

新日本婦人の会の一八九七年の働く女性の健康アンケートによると、最近五年間に妊娠した方たちの三五・一％が順調でなかったと答え、切迫流

産が三八・九％にも上っていました。

母性は社会的機能であり、その日常的な保護は人間社会の存続にとって欠かすことのできない基本的条件であり、権利です。このことは女性差別撤廃条約にも明記されています。法案に母性保護の規定を入れるべきではありませんか。

こうした男女の格差を是正すること、母性保護を進めること、企業の実績を果たす役割と責任を無視するわけにはまいりません。

例えば、男女の賃金格差、女性の低賃金は、育児休業や介護休業を結局女性が取得することを促し、男女共同参画とは矛盾する性別役割分業の固定化をもたらします。また、男女ともに長時間労働や深夜労働は、子供を産むことも家族的責任を果たすことも困難にします。格差是正と母性の保護を初め、企業、事業主の責任は大きいではありませんか。

ところが、法案では、国の責務、地方公共団体の責務、国民の責務と三つを並べただけです。企業、事業主の責務を明記するべきではありませんか。そうでないと、政府は財界寄りだと批判されても仕方がないではありませんか。

家庭生活における活動とほかの活動の両立についても問題があります。法案は、子の養育や家族の介護などを、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援のもとに行うとしています。社会の支援とは何なのか極めて不明確です。家族的責任を果たすためには、相互の協力や地域の連帯

とあわせて、行政の責任、すなわち国や自治体の支援を明確にすることが不可欠ではありませんか。

最後に、法案を実効あるものにするために、男女共同参画基本計画について質問をいたします。少なくとも、雇用の分野における男女平等や農山村の女性と業者婦人の地位向上、政策・方針決定過程への参画など、基本的な事項を法案に盛り込むべきではないでしょうか。そのようにして、法律を身近で使いこなしやすいものにしてこそ男女共同参画が、単に上から与えられるのではなく、男女国民の自主的な参加によって形成されていくものになるのではないのでしょうか。

以上は、いわば法案に魂を入れる作業であり、責任あるものにする作業でもあります。男女共同参画推進本部長である総理大臣の決意ある答弁を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣小淵恵三君登壇、拍手〕
○国務大臣(小淵恵三君) 阿部幸代議員にお答え申し上げます。

男女平等と人権尊重の理念に関するお尋ねでございますが、本法案は、男女共同参画社会が、男女が社会の対等な構成員として活動に参画する機会が確保される社会である旨を規定するとともに、基本理念であります男女が性別による差別的取り扱いを受けないこと等の男女の人権の尊重を掲げており、御懸念は当たらないものと考えます。

男女の人権尊重と平等の実現についてお尋ねがございしますが、議員も述べられたとおり、男女平等など人権の尊重は、いかなる経済社会環境のもとにあってもその達成に向けてたゆまぬ努力が求められるものであります。このため、本法案では、男女の人権の尊重を基本理念として掲げているところであります。

男女間格差の是正についてお尋ねですが、本法案は、男女が社会の対等な構成員として活動に参画する機会が確保され、男女が均等に利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき男女共同参画社会の形成を目的とするものであり、このため、基本計画の策定等を行い、必要な各般の措置を講じてまいりたいと考えております。

政策・方針決定過程への女性の参画についてお尋ねでございますが、世論調査によりますれば、男性優位の組織運営、性別役割分担意識等が主な阻害要因であるとされております。政策・方針決定過程への男女共同参画は重要課題であるとの認識から、本法案の基本理念に掲げているところであり、今後とも努力してまいりたいと考えております。

母性保護についてお尋ねですが、本法案は、基本理念等を定めることによりまして、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目指すものであることから、母性保護等個別具体的な事項については規定しておりませんが、基本理念として男女の人権の尊重を盛り込ん

であり、その基本理念に照らして母性保護の問題も重要であると認識しております。

企業、事業主の責務についてお尋ねですが、男女共同参画社会の形成に当たっては、単に職場だけでなく、あらゆる分野において取り組みを行うことが求められており、事業主の責務を特記するのではなく、国民の責務として、職域、学校、地域、家庭等あらゆる分野において男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない旨規定することといたしました。

家族的責任を果たすための支援についてのお尋ねであります。基本法案におきましては、基本理念として、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援のもとに、家庭生活における活動と他の活動の両立ができるようにすることを掲げるとともに、基本理念にのっとり国及び地方公共団体の責務を規定しており、適切に対処してまいりたいと考えております。

最後に、基本計画についてお尋ねでありましたが、男女共同参画審議会の答申では、基本計画に盛り込む事項については、世界の情勢、時代の変化に柔軟に対応するため主要事項にとどめることが適当であるとされており、基本法案では、同答申を踏まえ、基本計画の規定を定めたところであり、審議会の意見を聞いてその案を作成することとしたしております。

以上、お答えいたします。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 清水澄子君。

(清水澄子君登壇、拍手)

○清水澄子君 私は、社会民主党・護憲連合を代表して、男女共同参画社会基本法案について小渕総理大臣並びに関係大臣に質問をいたします。

女性に対する差別は人間の尊厳に対する侵犯である、一九六七年、国連で採択された女性差別撤廃宣言は高々と男女平等の明かりを掲げました。さらに、一九七五年に開催された第一回世界女性会議は、男は仕事、女は家庭という性別役割分業の撤廃と女性の政策決定への参加を宣言する画期的な出来事となりました。

我が国においても、一九七五年、今は亡き市川房枝、田中寿美子両議員らの尽力により、「国際婦人年」にあたり、婦人の社会的地位の向上をはかる決議が衆参両院において全会一致で行われたのであります。

さらに、国連は、一九七九年、女性差別撤廃条約を採択し、女性に対するあらゆる形態の差別を撤廃するために必要な措置をとることを条約として表明いたしました。この女性差別撤廃条約こそ男女平等推進のための世界女性の憲法ともいえる存在であります。また、一九九三年には、世界人権会議のウィーン宣言で女性の権利は人権であると明確に示されると同時に、国連総会で女性に対する暴力撤廃宣言が全会一致で採択され、人権の再定義が行われました。

国連の提唱のもと、政府、女性・NGOがつ

くってきたこの世界的潮流は二十一世紀へと続くものであります。

そこで、まず総理にお伺いいたします。

この女性差別撤廃条約を初めとする国際合意を女性の人権に関する国際基準と認識し、我が国においてもこの完全実施に向けて諸施策を断行する意思はありでしょうか、その基本的認識と決意をお伺いいたします。

また、今回提出された法案の名称がなぜ「男女平等基本法」ではなく「男女共同参画社会基本法」なのか、その理論的、政策的根拠をお聞かせください。

また、本年三月には、国連女性の地位委員会において、個人への人権侵害を国際機関によって救済するための個人通報制度を規定した女性差別撤廃条約の選択議定書草案が承認されました。私は、日本政府がこれに賛成したことを評価しておりますが、国連総会での一日も早い成立、さらには早期批准のために全力を尽くすべきと考えます。総理の御見解を承りたいと存じます。

さて、我が社会民主党は、社会党時代から、政府に先駆けて雇用平等法案、育児休業法案を提出し、連立与党時代には女性基本法の制定を三党合意に盛り込むなど、常に先頭に立って男女平等の実現を追求してまいりました。こうした経緯から、今回政府が初めて包括的な基本法案を提出したことについては、男女平等社会への第一歩として評価し、歓迎するものであります。

しかしながら、我が国においては、女性の平均賃金は男性の五〇・二％と下がり、平均年金受給額は男性の半分で、年間百二十万円以下の女性が五割以上を占めております。母子家庭の平均年収は父子家庭の半分の二百五十万円にとどまり、女性の経済的自立は諸外国に比べ大きく立ちおくれであります。

さらに、女性の国会議員に占める比率は九・一％、地方議会議員は四・六％にすぎず、総理が指名された女性閣僚はただ一人です。国連開発計画、UNDPは女性の経済や政治への参加の度合いを指標化しておりますが、一九九五年の日本の順位は百十六カ国中二十七位、昨年は百一カ国中三十八位と下がっております。

このような現状に対し、国際的にも疑問や批判の声が上がり、民法改正などの具体的指摘も相次いでおります。総理はこうした我が国の現状をどう認識し、どう改善していくつもりか、法改正やその手順を含め明確な答弁を求めます。

さらに、真の男女平等を実現するためには、社会制度や慣行の見直しと国民の意識の変革が必要であり、教育やマスメディアの果たす役割は重要であります。総理は国民、なかんずく大臣を初め政策決定過程にかかわる各省庁職員に対し、男女平等のための教育、啓発をどう進めていくつもりか。また、これに貢献するメディアのあり方及びその実現方策について、野田郵政大臣の御所見を伺います。

以下、男女平等の実効を図る観点から、法案の

内容について野中官房長官にお伺いいたします。

第一に、かなめとなる雇用の場における差別撤廃、男女平等の促進についてであります。

この担保のため、基本法においては事業主の責務を盛り込むとともに、家族的責任に関するILO百五十六号条約の考え方にのっとり、家庭生活と職業生活の両立を明文化すべきと考えますが、見解を伺います。

また、我が国においては女性のパート労働化が進み、とりわけ既婚女性が再就職する際にはパート以外の職を得ることは難しく、結果として低賃金、低労働条件のもとに置かれるなどの間接差別の現実があります。こうした間接差別は女性差別撤廃条約でも禁止しているものであり、基本法でも明確に位置づけるべきと思いますが、官房長官の御答弁を求めます。

第二に、ポジティブアクションについてであります。

政府は、これを具体的にどう実行するお考えでしょうか。さらに、「積極的改善措置」との用語は、本来、女性差別撤廃条約で規定されているとおり「積極的平等促進措置」とすべきであり、これが逆差別に当たらないことを明文化すべきと考えますが、御所見を伺います。

第三に、基本法が個別具体的課題を明らかにしていないことは、その実効を図る観点から大いに疑問があると言わざるを得ません。やはり、個別の法律、制度の見直しや施策の方向性を明らかに

し、その促進を図るために、雇用の平等、男女平等教育、税制、社会保障制度における女性差別の解消、社会経済活動における性差別の撤廃、女性に対する暴力の根絶、リプロダクティブヘルス・ライツの保障などを基本計画に定めるべき事項として明記する必要があります。この点についての見解を求めます。

第四は、苦情処理、被害救済のための第三者機関の設置についてであります。例えば、英国の機会平等委員会は、監視機構として年間二万五千もの案件を取り扱い、政府に対し勧告も行っております。このように、行政から独立し、強力な権限を持つ第三者機関が不可欠と考えますが、実現する意思はおありかどうかをお伺いいたします。

さらに、男女平等に向けた推進体制の整備強化は喫緊の課題であります。この点、百名規模の女性の地位庁が設置され、大臣と専任の副大臣が置かれていくカナダあるいはフィリピンと比べるまでもなく、我が国の体制は余りにも脆弱であります。官房長官が男女共同参画担当大臣となり、これまで施策を進めてきたことは評価いたしますが、より一層強力に推進するためには、男女共同参画室や行革で設置が決まった男女共同参画会議の人員・予算両面にわたる抜本的拡充はもとより、各省庁の施策を点検、評価、監視、勧告できる権能の付与や専任の担当大臣の設置がぜひとも必要です。総理並びにただ一人の女性閣僚でもあ

る野田郵政大臣に国務大臣としての見解を伺います。

最後に、私どもは、個人の尊重と男女平等をうたう日本国憲法とこの基本法が両輪となって日本における男女平等を実現するとともに、国際的な人権の確立と平和に貢献することを強く望んでおります。

男女平等は決して女性だけの問題ではありません。それは、男性にとってもまた、性別役割分業から解放され、人間性豊かでゆとりある生活を実現するものであり、真の民主主義を達成するためには不可欠の条件であります。

私は、二十一世紀の早い時期に男女平等社会を実現すべきと考えておりますが、小淵総理の男女平等社会実現に向けての決意をお伺いして、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣小淵恵三君登壇、拍手)

○国務大臣(小淵恵三君) 清水澄子議員にお答え申し上げます。

女子差別撤廃条約等に関するお尋ねでありましたが、女子差別撤廃条約は、女子に対する差別の撤廃を目的とした女性の人権に関する国際規範であると認識し、条約の遵守に努めてまいりました。世界人権会議におけるウィーン宣言や国連総会での女性に対する暴力撤廃宣言など、国際的な動きも踏まえつつ、女性の人権に関し、今後も適切に対処してまいりたいと考えております。

基本法の名称についてお尋ねでありましたが、

男女共同参画審議会答申におきまして、男女共同参画社会は、男女平等を当然の前提とした上で、さらに、男女が各人の個性に基づいて能力を十分に発揮できる機会を保障することも重要な基本理念として、男女があらゆる分野における女性の意思決定過程への参加、すなわち参画が極めて重要であり、この点を強調する必要があることから、名称を「男女共同参画社会基本法」とすることが適当であると提言されております。政府といたしましては、同答申を踏まえ、名称を「男女共同参画社会基本法」としたところであります。

女子差別撤廃条約選択議定書についてお尋ねですが、同選択議定書は、本年、国連総会において採択される見込みであります。同選択議定書は個人通報制度を定めたものでありますが、個人通報制度は、司法権の独立を含め我が国司法制度との関連で問題点があるとの指摘もあり、制度の運用状況などを見つつ、その締結につき慎重に検討してまいりたいと考えております。

現状の認識及びその改善についてお尋ねですが、さまざまな分野においていまだ男女間格差が見られているところであります。本基本法の制定によりまして、男女共同参画社会の形成の基本理念に関する国民の理解を深めていくとともに、基本計画の策定等を通じて、総合的、計画的に各種の措置を講じていきたいと考えております。

啓蒙や教育についてお尋ねですが、男女共同参画社会の実現のためには、国民の理解を深めるよう適切な措置をとることが重要であります。例えば、行政に携わる職員に対する研修や、学校教育及び社会教育における取り組み、多様な通信媒体を通じた広報活動等を通じて国民の理解を深めていくよう努めてまいります。

推進体制についてお尋ねですが、中央省庁等改革基本法におきまして、内閣府に調査及び監視機能を持つ男女共同参画会議を置くこととしております。また、私みずからの決断によりまして新たな男女共同参画を担当する局を設けることといたしております。現在、局にふさわしい強力な推進体制を整えるべく検討いたしております。

なお、担当大臣につきましては、この問題が内閣として取り組むべき国政上の重要課題であることにかんがみ、現在、内閣のかなめである官房長官を担当大臣に指名しております。今後とも、担当大臣である官房長官のもと、男女共同参画社会の実現を強力に推進してまいります。

男女平等は女性だけの問題ではないという議員の御意見は、そのとおりであると私も思っております。男女の人権の尊重などを基本的な理念といたしまして、男女が社会の対等な構成員として、能力と個性を発揮しながら、生き生きと充実した生活を送ることができる男女共同参画社会の形成に尽力してまいりたいと思っております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁いたします。(拍手)

(国務大臣野中広務君登壇、拍手)

○国務大臣(野中広務君) 清水澄子議員の私に対する質問にお答えをいたします。

家庭生活と職業生活の両立及び事業主の責務についての御尋ねでございますが、男女共同参画社会の形成のためには、家庭生活における活動と他の活動との両立が重要であることから、その旨を基本理念といたしまして明記したところでありますが、他の活動には職業生活も含まれるものと存じておるところでございます。

男女共同参画社会の形成に当たりましては、単に職場だけでなく、あらゆる分野において取り組むことが求められておりまして、事業主の責務を特記するのではなく、国民の責務といたしまして、職域、学校、地域、家庭等、あらゆる分野において男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならぬ旨を規定することとしたところでございます。

次に、いわゆる間接差別についてのお尋ねでございますが、先ほどもお答えをいたしましたところでございますが、何をもちて間接差別というのか社会的合意が得られておらないところでございまして、本法案におきましては、直接差別、間接差別という切り口からは規定をしておりますが、性別による差別的取り扱いの問題につきましては、男女の人権の尊重の基本理念に規定したところで

ありまして、適切に対処してまいりたいと考えておるところであります。

次に、ポジティブアクションについてでございますが、さまざまな分野において活動に参画する機会の男女間の格差を改善するために、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対して活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していきたいと考えております。

ポジティブアクションはいろいろな訳され方がございますが、本法におきましては、男女共同参画審議会の答申も参考に「積極的改善措置」としたところでございます。この積極的改善措置が逆差別に当たらないことは、第八条におきまして、積極的改善措置が国の責務として明確に規定されるという本法律案の構造から明らかであると考えております。

次に、基本計画についてのお尋ねでございますが、男女共同参画審議会の答申では、基本計画に盛り込む事項については、世界の情勢、時代の変化に柔軟に対応するため、主要事項にとどめることが適当であるとされておるところでございます。本法案ではこの答申を踏まえまして基本計画の規定を定めたとところであり、審議会の御意見を聞いてこの案を策定することとしたところでございます。

次に、苦情の処理等についてのお尋ねでございますが、本法案におきましては、苦情の処理等が

重要でありますことから、国は、政府の施策についての苦情の処理や人権侵害の救済のために必要な措置等を講じなければならない旨を規定しております。ところでございまして、具体的な措置につきましては、まず既存の制度の活用を図ることを考えておりますが、今後、御意見等を踏まえ幅広く検討してまいりたいと考えております。(拍手)

(国務大臣野中広務君登壇、拍手)

○国務大臣(野中広務君) 男女平等に貢献するマスメディアのあり方及びその実現方策についてのお尋ねですが、法案第十条の男女共同参画社会の形成への寄与に関する国民の努力義務については、放送事業者も当然に認識されるものと考えております。

放送は、法の理念を申し上げるまでもなく、表現の自由の確保と公共の福祉の適合を原則としております。放送事業者は、我が国社会の重要な一翼をなすものであり、自律の原則により放送番組の編集が行われるものですが、実際に社会が男女平等になることにより放送番組にも反映されていくという相互作用の中で、男女共同参画社会の形成に貢献するものと考えております。

次に、国務大臣としての見解についてのお尋ねですが、ただいま総理がお答えしましたとおり、省庁再編後の内閣府に男女共同参画会議や男女共同参画を担当する局を設置するなど、推進体制を一層強化し、政府一体となって取り組むこととしております。

私としては、依然として性による区別がある種の差別として構造化しやすいという我が国社会の欠点は、今日では女性だけではなく男性に対してもしきづらい世の中を強いているように思えてなりません。

そのため、人が人としてお互いの権利、個性、尊厳を尊重し、みずからとともに他者の成長を願ひ、実現できる世の中へシフトしていくよう男性、女性がともに協力し合い、これからの社会、国づくりに具体的な責任を果たしていく枠組みとなる本基本法が一刻も早く成立することを願います。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 堂本曉子君。

(堂本曉子君登壇、拍手)

○堂本曉子君 参議院の会の堂本曉子です。きょうは参議院の会を代表して質問をさせていただきます。

「平等、開発、平和」をテーマにしたメキシコでの国際婦人年世界会議が一九七五年に開かれてから四半世紀、そして北京で世界女性会議が開かれてから四年、日本のすべての女性はきょうの日を待ちに待っております。

今日、小淵内閣が男女共同参画社会基本法案を国会に提出されたことに、まずは敬意を表したいと思います。今後、国会における審議を深め、今国会での成立を目指したいと願っております。

最初に、男女共同参画社会基本法案を有効なものとするための方策について、官房長官に伺います。

基本法は、社会的、文化的に形成された性別に縛られず、各人の個性に基づいて共同参画する社会を目指しています。これは、一九九四年にカイロで開かれた国際人口・開発会議において合意し、さらに一年後の北京世界女性会議において国際的な潮流として確かなものとなったジェンダーの概念に基づいています。したがって、基本法を成立させることによって、日本は国際社会に真に名誉ある地位を得ることにもなります。

先月、国連の女性の地位委員会において、日本政府を代表し、目黒依子さんが基本法案の国会への提出について既に報告されました。

この基本法案が国際的にも評価されるのは、国内本部機構いわゆるナショナルマシーナリーの存在を担保し、行政改革においてもそれをきちんと位置づけているということです。また、基本法の策定過程において、広く国民の意見を募り、審議会答申、さらに法文に反映させている点も評価できます。

この基本法を実効あるものとするためには、今後、国レベルから地方自治体レベルまでの基本計画の策定や個別法の制定や見直しが求められます。官房長官の御所見を伺います。

次に、あるべき男女共同参画社会と基本法の意義について総理に伺います。

第二次世界大戦後の日本は、世界に類を見ない高度経済成長をなし遂げました。しかし、その過程で、男性は企業戦士、エコノミックアニマルと言われるほど仕事に徹し、女性は家庭という性別役割分担の図式が進み、固定化しました。

会社主義、つまり男性正社員に対する企業の強い統制力は、下請や系列関係を通じて中小企業の従業員へ、そして合理化や民営化を通じて公共部門にも浸透したと言われております。ところが、このような会社主義が限界に突き当たり、経済界からすらも変革の必要性が指摘されてきました。この変革が進まない間に日本経済は戦後最悪の不況に陥ってしまいました。

男女共同参画社会の形成こそが日本の変革と創造の大きなかきであり、大きな柱だと思います。

これは、橋本前総理がしばしば強調されていたところですが、日本経済の再生を最優先しておられる小淵内閣では一層緊急かつ不可欠な課題でありましょう。

そうした観点から、今日、総理は、不退転の決意でこの男女共同参画社会基本法案を提出されたことと存じます。総理の御所見と、それから意義について伺いたいと存じます。

次に、文部大臣に伺います。

基本法は、真の男女平等の実現を目指して、女性も男性も、みずからの価値を高めることによって、二十世紀型の均質で画一的な大量消費型社会から脱皮し、一人一人が自分らしく、生きる自由

と責任を持つ社会を形成しようとしています。こうした基本法の理念こそが、次の世紀に向けて、硬直化した社会を打ち破り、具体的には少子化、高齢社会、環境破壊などの問題を解決し、新しい産業の創造をも可能にする起爆剤としての機能を果たすのではないのでしょうか。

しかし、そのためには、何より男女共同参画に関する教育、つまりジェンダー教育が不可欠です。幼少期から、男女平等、さらに男女が、また、さまざまな人がお互いに尊重し合うことの重要性を教育する必要があります。

ノルウェーでは、すべての教科書について男女平等の観点から検討が行われていると聞いています。さらにヨーロッパやアメリカでは、二十年ぐらい前から、学部から修士、博士に至るまで、一貫してジェンダー研究を専攻できる大学がつくられ、今では数多くの大学で盛んに研究調査が展開されています。こうした教育や研究の成果として各国で的確な男女共同参画政策が実現しているのです。

一方、我が国においては、一、二の大学でジェンダー研究を専攻することが可能なだけで、規模が小さく、数も少なく、大変立ちおくれしております。

この基本法を機会に、文部省としては、男女共同参画、つまりジェンダー研究をぜひとも強化していただきたいと思えます。文部大臣に御決意のほどを伺いたいと存じます。

続いて厚生大臣に伺いますが、カイロの国際人口・開発会議において、女性の生涯にわたる健康、つまりリプロダクティブヘルス・ライツの概念と政策の具体化が国際的に合意されました。基本法案の第三条でいう「男女が性別による差別的取扱いを受けない」という法文は、この内容を担保していることです。

厚生省が、この基本法をきっかけに、総合的に女性の健康を保障する視点から、より包括的な女性の生涯にわたる健康政策を実現してくださるよう求めます。厚生大臣の明確な御答弁を伺いたいと存じます。

総理大臣、女性が社会に参画するために、仕事につくことだけが必要だとは考えておりません。家庭、学校、地域などで、また、どのような立場にあっても、社会における重要な意思決定の場に女性が参加できることが真の男女共同参画なのです。

例えば、野菜を売るお店のおじさんと子育て中のお母さんが身近なごみや学校の問題について話し合い、その意見が地方自治体や国政に届く、そういった風通しのよさが必要です。

今は、男だから、女だからというような理由で家庭や会社に縛られ、社会全体が閉塞状況に陥っています。それだけではありません。無力感、将来への不安が社会全体を覆っていると言っても過言ではありません。これは男女ともに実感しているところでございます。

カイロ文書には、「男性の責任と参加」という項を設け、「男女双方の知識、態度、及び行動の變化は、男女の調和のとれたパートナーシップを達成するための必要条件である」と述べています。今や国際的な流れの中で、男女共同参画における男性の責任と参加が問われています。

女性と男性が、男性と女性が、ともに変わり、地域や職域、学校や家庭など、あらゆる場で活力のある状況を創造していくことが求められています。これこそが男女共同参画の意義であり、価値なのであります。国際的潮流に追いつき、日本が二十一世紀を乗り切るためには、女性が変わると同時に男性も変わっていく必要があるのではないのでしょうか。

総理、この法律が成立した暁には、あなたも一人の男性としてどうお変わりになるでしょうか。きょうはあえて伺いたいと思います。

一九九六年一月に、自民党、社民党、新党さきがけの三党連立政権は、北京における世界女性会議の行動綱領に基づく総合的な施策の推進を合意し、さらに同年十月、第二次橋本内閣の発足に当たって、男女共同参画社会を実現するため、基本法を制定することを合意しました。

小淵内閣がこれを引き継ぎ、二年半後の今日、国会に男女共同参画社会基本法案が提出されたことに感謝の意を表したいと存じます。このプロセスに深くかわってきた者として感無量のものがございます。

メキシコ会議から二十五年の間に、世界の先進工業国も発展途上国も、ともに男女平等と男女共同参画についての認識を深め、政策を推進してきました。

しかし、我が国は、高度経済成長によるGDP、GNPの高さは世界の二、三を競うほどのレベルにありながら、男女共同参画についての現状は低く、その大きな落差が国際的にも指摘されているところです。

今日、提出された男女共同参画社会基本法によってこの落差が解消されることを期待し、私の質問を終わります。(拍手)

(国務大臣小淵恵三君登壇、拍手)

○国務大臣(小淵恵三君) 堂本曉子議員にお答え申し上げます。

男女共同参画社会と基本法の意義についてのお尋ねであります。この法律案は、男女の人権が尊重され、豊かで活力のある社会を実現し、女性も男性もみずからの個性を発揮しながら、生き生きと充実した生活を送ることができるところを目指すものであります。こうした男女共同参画社会の形成こそが日本の変革と創造の大きなかぎであるとの議員の御意見には私としても深く共鳴するところでございます。

私が一人の男性としてどう変わるかというお尋ねでございましたが、私は最近、歌手の安室奈美恵さんの御主人が赤ん坊を抱えているポスターを見まして、男性の育児への参画についても改めて

認識を深くいたしましたところであります。

私といたしましては、このポスターに象徴されるように、男であるとか女であるとかという性別にかかわらず、男女がお互いの個性や長所を認めつつ、かけがえのないパートナーとして喜びも責任も分かち合っていく社会の形成に向けまして、私なりに日常生活における日ごろからの努力を大切にいたしてまいりたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣野中広務君登壇、拍手)

○国務大臣(野中広務君) 堂本議員の私に対する御質問にお答えをいたします。

この基本法案の成立によりまして、我が国が国際社会に真に名譽ある地位を得ることができるようには、その実効性の確保が必要であるとの御趣旨のお尋ねでございますが、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推し進めますためには、国及び地方公共団体の基本計画の策定を進めますとともに、必要な法制上または財政上の措置その他の措置を講じ、国、地方公共団体、国民が一体となって取り組みを進めてまいります。

また、そのため、省庁再編に合わせまして、先ほど小淵総理からもお答えをいたしておりますとおり、男女共同参画に係る体制の強化を図ってまいりたいと存じております。(拍手)

(国務大臣有馬朗人君登壇、拍手)

○国務大臣(有馬朗人君) 堂本曉子議員にお答え

申し上げます。

ジェンダー研究の強化についてのお尋ねでございましたが、文部省におきましては、男女共同参画二〇〇〇年プランに基づき、学校教育、社会教育を通じて、男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実等を進めてきております。

このうち、特にジェンダーに関する教育研究に關しましては、例えば女性学・ジェンダーに関する授業科目を開設している大学数は平成九年度において百六十九大学に上るほか、平成八年度には、お茶の水女子大学の学内共同教育研究施設、女性文化研究センターをジェンダー研究センターとして発展的に改組する等、女性学・ジェンダーに関する教育研究体制の整備充実に努めているところでございます。

今後とも、基本法案の趣旨を踏まえ、大学における女性学・ジェンダーに関する教育研究の充実に一層配慮してまいりたいと考えております。

(拍手)

〔国務大臣(宮下創平君)登壇、拍手〕
○国務大臣(宮下創平君) 堂本議員にお答え申し上げます。

リプロダクティブヘルス・ライツ等に関するお尋ねでございますが、総合的に女性の健康を保障する観点から、女性の生涯にわたる健康づくりを推進していくことは、御指摘のとおり極めて重要な課題であると認識いたしております。

このため、平成八年度におきましては、生涯を通じて女性の健康支援事業を創設するなど、各般の施策の充実にも努めてきたところでございます。

今後とも、リプロダクティブヘルス・ライツの考え方を踏まえ、各種施策の充実にも努め、女性の生涯にわたる総合的な健康支援を推進してまいり所存でございます。

以上でございます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十九分散会

出席者は左のとおり。

議長	斎藤 十朗君
副議長	曾野 久光君

議員	弘友 和夫君	魚住裕一郎君
	鶴保 庸介君	世耕 弘成君
	岩本 莊太君	渡辺 孝男君
	福本 潤一君	入澤 肇君
	木村 仁君	山崎 力君
	山本 保君	沢 たまき君
	大森 礼子君	阿曾田 清君
	亀井 郁夫君	水野 誠一君
	加藤 修一君	高野 博郎君
	松 あきら君	益田 洋介君

高橋 令則君	月原 茂皓君	溝手 顕正君	佐藤 泰三君
奥村 展三君	曾川 健二君	西田 吉宏君	鎌田 要人君
海野 義孝君	但馬 久美君	須藤良太郎君	田中 直紀君
山下 栄一君	荒木 清寛君	成瀬 守重君	石川 弘君
平野 貞夫君	戸田 邦司君	岡野 裕君	
松岡満壽男君	堂本 暁子君	有馬 朗人君	
日笠 勝之君	風間 昶君	陣内 孝雄君	
木庭健太郎君	森本 晃司君	尾辻 秀久君	
田村 秀昭君	泉 信也君	坂野 重信君	
椎名 素夫君	田名部匡省君	青木 幹雄君	
浜田卓二郎君	統 訓弘君	保坂 三蔵君	
浜四津敏子君	白浜 一良君	阿部 正俊君	
鶴岡 洋君	渡辺 秀央君	仲道 俊哉君	
星野 朋市君	扇 千景君	森下 博之君	
脇 雅史君	山下 善彦君	森山 裕君	
北岡 秀二君	武見 敬三君	三浦 一水君	
中島 眞人君	久野 恒一君	大野つや子君	
佐藤 昭郎君	斉藤 滋宣君	平田 耕一君	
中川 義雄君	佐々木知子君	金田 勝年君	
加納 時男君	岩城 光英君	鈴木 正孝君	
阿南 一成君	市川 一朗君	橋本 聖子君	
岩永 浩美君	鈴木 政二君	馳 浩君	
国井 正幸君	田村 公平君	大島 慶久君	
常田 享詳君	山本 一太君	太田 豊秋君	
長峯 基君	岩井 國臣君	吉村剛太郎君	
上野 公成君	末広まきこ君	片山虎之助君	
釜本 邦茂君	景山俊太郎君	松谷蒼一郎君	
海老原義彦君	依田 智治君	河本 英典君	

野間 剋君	南野知恵子君
井上 裕君	岩崎 純三君
村上 正邦君	倉田 寛之君
石井 道子君	竹山 裕君
野沢 太三君	久世 公麿君
鹿熊 安正君	中村 敦夫君
浅尾慶一郎君	内藤 正光君
福山 哲郎君	岩瀬 良三君
櫻井 充君	郡司 彰君
佐藤 雄平君	小宮山洋子君
谷林 正昭君	小川 敏夫君
藤井 俊男君	高嶋 良充君
本田 良一君	松崎 俊久君
齋藤 勁君	平田 健二君
朝日 俊弘君	和田 洋子君
伊藤 基隆君	小山 峰男君
小林 元君	石田 美栄君
直嶋 正行君	峰崎 直樹君
今井 澄君	長谷川 清君
川橋 幸子君	佐藤 泰介君
興石 東君	寺崎 昭久君
今泉 昭君	薬科 満治君
岡崎トミ子君	笹野 貞子君
松田 岩夫君	山下八洲夫君
江田 五月君	千葉 景子君
北澤 俊美君	角田 義一君
足立 良平君	本岡 昭次君
久保 巨君	吉田 之久君

西川きよし君	小池 晃君
宮本 岳志君	福島 瑞穂君
海野 徹君	島袋 宗康君
畑野 君枝君	小泉 親司君
照屋 寛徳君	大脇 雅子君
小川 勝也君	石井 一二君
八田ひろ子君	富樫 練三君
日下部彌代子君	谷本 巍君
円より子君	佐藤 道夫君
大沢 辰美君	井上 美代君
阿部 幸代君	須藤美也子君
清水 澄子君	三重野栄子君
柳田 稔君	築瀬 進君
岩佐 恵美君	林 紀子君
西山登紀子君	緒方 靖夫君
大淵 絹子君	竹村 泰子君
勝木 健司君	池田 幹幸君
吉川 春子君	山下 芳生君
淵上 貞雄君	山本 正和君
松前 達郎君	広中和歌子君
吉岡 吉典君	市田 忠義君
筆坂 秀世君	橋本 敦君
立木 洋君	田 英夫君
村沢 牧君	梶原 敬義君

文部大臣	有馬 朗人君
厚生大臣	宮下 創平君
郵政大臣	野田 聖子君
国務大臣 (内閣官房長官)	野中 広務君
政府委員	
内閣総理大臣官 房審議官	佐藤 正紀君
議員派遣中の議員	
清水嘉与子君	前川 忠夫君
笠井 亮君	

議長の報告事項
去る三月三十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
総務委員

文教・科学委員	山下 善彦君	森山 裕君
辞任		補欠
今井 澄君	本岡 昭次君	
直嶋 正行君	石田 美栄君	
国民福祉委員		補欠
辞任		
石田 美栄君	直嶋 正行君	
農林水産委員		補欠
辞任		
北澤 俊美君	小川 敏夫君	
経済・産業委員		補欠
辞任		
森田 次夫君	陣内 孝雄君	
海野 徹君	福山 哲郎君	
内藤 正光君	平田 健二君	
交通・情報通信委員		補欠
辞任		
平田 健二君	内藤 正光君	
国土・環境委員		補欠
辞任		
森山 裕君	山下 善彦君	
小川 敏夫君	北澤 俊美君	
行政監視委員		補欠
辞任		
有馬 朗人君	脇 雅史君	

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

議院運営委員会

理事 三重野栄子君 (三重野栄子君の補欠)

同日議員から次の議案が提出された。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案(林方正君外六名)

発議(参第一四号)

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

特許法等の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案

警察法の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律案

日本学術振興会法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等

の一部を改正する法律案

国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を改正する法律案

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案

国立国会図書館法の一部を改正する法律案

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、次の議案は委員会において撤回を許可した旨の通知書を受領した。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案(第四百四十二回国会、森山眞弓君外三名提出)

同日本院は、衆議院議員選挙区画定審議会委員に荒尾正浩君、石川忠雄君、内田満君、大林勝臣君、大宅映子君、塩野宏君及び味村治君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案

警察法の一部を改正する法律案

土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案

国立学校設置法の一部を改正する法律案

日本学術振興会法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案

国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

都市開発資金の貸付けに関する法律等の一部を改正する法律案

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案

国立国会図書館法の一部を改正する法律案

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案

国立国会図書館法の一部を改正する法律案

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案

国立国会図書館法の一部を改正する法律案

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案

任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

竹山 裕君

真鍋 賢二君

補欠

法務委員

真鍋 賢二君

補欠

同日本院は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

小学校、中学校及び高等学校の学級規模の適正化の推進等に関する法律案(本岡昭次君外二名)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

日米合同委員会に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)

同日本院は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案(林方正君外六名)

同日本院は、次の質問について、検討する必要がある、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日本院は、次の質問について、検討する必要がある、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日本院は、次の質問について、検討する必要がある、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日本院は、次の質問について、検討する必要がある、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日本院は、次の質問について、検討する必要がある、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日本院は、次の質問について、検討する必要がある、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日本院は、次の質問について、検討する必要がある、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日本院は、次の質問について、検討する必要がある、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日本院は、次の質問について、検討する必要がある、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日本院は、次の質問について、検討する必要がある、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日本院は、次の質問について、検討する必要がある、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日本院は、次の質問について、検討する必要がある、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日本院は、次の質問について、検討する必要がある、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日本院は、次の質問について、検討する必要がある、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

による武器・弾薬等の輸送に関する質問(答弁することが出来る期限 四月十二日)

同日本院は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案(林方正君外六名)

同日本院は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案(林方正君外六名)

同日本院は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案(林方正君外六名)

同日本院は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案(林方正君外六名)

同日本院は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案(林方正君外六名)

同日本院は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案(林方正君外六名)

同日本院は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案(林方正君外六名)

同日本院は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案(林方正君外六名)

同日本院は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案(林方正君外六名)

同日本院は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案(林方正君外六名)

同日本院は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案(林方正君外六名)

同日本院は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案(林方正君外六名)

同日本院は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案(林方正君外六名)

同日本院は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

十五回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

内藤 正光君

補欠

岡崎トミ子君

決算委員

辞任

伊藤 基隆君

補欠

内藤 正光君

川橋 幸子君

朝日 俊弘君

福島 瑞穂君

田 英夫君

平野 貞夫君

星野 朋市君

議院運営委員

辞任

弘友 和夫君

補欠

木庭健太郎君

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員日笠勝之君提出コンピュータ西暦二〇〇〇年問題への政府の対応に関する質問に対する答弁書

去る七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

岡崎トミ子君

補欠

内藤 正光君

決算委員

辞任

朝日 俊弘君

補欠

川橋 幸子君

内藤 正光君 岡崎トミ子君
田 英夫君 福島 瑞穂君
星野 朋市君 鶴保 庸介君

辞任

木庭健太郎君

補欠

弘友 和夫君

去る八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

平田 健二君

補欠

築瀬 進君

同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成十年度第三・四半期における予算使用の状況の報告を受領した。

去る九日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

放送法の一部を改正する法律案(閣法第九二号)
高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法案(閣法第九三号)

同日議長は、次の内閣提出案を委員会に付託した。

国立教育会館の解散に関する法律案(閣法第七二二号)
文教・科学委員会に付託

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第八一号)

国民福祉委員会に付託

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案(閣法第五四号)

肥料取締法の一部を改正する法律案(閣法第五五号)
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案(閣法第八六号)

農林水産委員会に付託

道路運送車両法の一部を改正する法律案(閣法第六一号)

船舶法の一部を改正する法律案(閣法第六二号)

地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、関東運輸局栃木陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に関し承認を求めるの件(閣承認第二二二号)

交通・情報通信委員会に付託

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案(閣法第五三三号)

国土・環境委員会に付託

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第五八号)
地方行政・警察委員会に付託

国際通貨基金協定の第四次改正の受諾について承認を求めるの件(閣法第三三三号)

アフリカ開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件(閣法第四四号)

外交・防衛委員会に付託

国際協力銀行法案(閣法第三二二号)

財政・金融委員会に付託

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員照屋寛徳君提出民間機及び民間船舶による武器・弾薬等の輸送に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、次の質問については、検討する必要があるがあり、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

参議院議員照屋寛徳君提出日米合同委員会に関する質問(答弁することが出来る期限 四月十九日)

同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成十年度第三・四半期における国庫の状況の報告を受領した。

コンピュータ西暦二〇〇〇年問題への政府の対応に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十一年三月十六日

日笠 勝之

参議院議長 斎藤 十朗殿

コンピュータ西暦二〇〇〇年問題への政府の対応に関する質問主意書

平成十一年一月二十九日に、コンピュータ西暦二〇〇〇年問題への政府の対応に関する質問主意書に対する答弁書(内閣参質一四四第一一号)が提

出されたが、いまだ以下のような不明点等があるため、再質問する。

一、二〇〇〇年問題についての政府の対応については、全般的には対応が進められていることは理解できるが、人命の安全に関わる航空分野での対応の遅れが特に心配である。答弁書によると、航空管制システムについては本年六月末までに対応が完了することになっているが、重要と考えられるシステムにおける模擬テストの進捗率が、平均で四十パーセントの水増しでは、計画的な取組が進展しているとは言えないのではないか、政府の見解を明らかにされたい。

また、諸外国とのグローバルネットワークでの模擬テストの実施について、「航空管制分野において、日米航空当局間で昨年十月に接続確認テストを実施し、問題が発生しないことを確認する等の取組を行っている」としているが、米国以外の国との模擬テストの実施も必要ではないのか。政府の見解を示されたい。

さらに、金融情報通信等の分野では「国際的な共同模擬テストを必要とするシステムは存在しない」としているが、インターネットを通じてのクレジット決済などグローバルネットワークでの問題は少なからず存在すると考えられる。「テストを必要とするシステムは存在しない」とする根拠について明らかにされたい。

二、中央省庁、特殊法人等の優先システムの模擬テストの実施について、「実施時期が明らかで

ないものもみられる」とし、「本年度内に、改めて対応状況の調査を行い、中央省庁、特殊法人等における模擬テストの実施状況等について把握する」としているが、再調査の結果においても実施時期が明らかでないもの、あるいは六月末までに実施できないとするものがあつた場合、政府はどのような対応をするのか示されたい。

三、金融機関に対する政府ないし第三者機関によるチェックについて、「民間専門家四名を登用し、主要行を中心に集中的な検査を実施している」とのことであるが、このような少数人数の体制で徹底した検査を実施することは、はたして可能であるのか疑問である。また、米国からは日本の銀行の対策費が少なすぎると指摘されているが、この米国の指摘に対する政府の見解を明らかにされたい。

さらに、政府による積極的検査が求められているのは主要行より、むしろスタッフ、予算等が充分でない中小の金融機関の方ではないかと考えるが、政府の対応を明らかにされたい。加えて金融以外の他の民間重要分野についても同様のチェックを行う必要があると思われるが、政府の考えを示されたい。

四、米国防務省が本年一月二十九日、内外の米国人に対し今年末から年始にかけ海外旅行に特別の注意を払うように警告している。また、FRB米連邦準備制度理事会議長は、二月二十三

日に、銀行等の利用者の不安感を取り除くため年末年始にかけての通貨供給を二千億ドル拡大する計画を明らかにしている。我が国においてもそのような対策を講じるべきであると考え政府の見解を示されたい。

さらに、危機管理体制の構築について、政府関係機関や企業における危機管理計画の策定の徹底を促すとしているが、危機管理の面では二〇〇〇年を目前にした時にパニックを起こさないために、個人、一般消費者用の二〇〇〇年問題発生時の対応のためのマニュアル等を作成すべきではないか、政府の見解を示されたい。

五、「九九がコンピュータ制御の特別の番号として使用されていたことにより、二〇〇〇年を前にすでに船舶の計器や通信機器に異常が起きたり銀行での送金ができなかったり、又は情報が消えたとの事例が伝えられている。人命にかかわる重大事故ではなかったため事なきを得たが、政府はこのような件についてどのように分析しているのか。また、一九九九年に起きる可能性のある、いわゆる「九九問題」について広く一般に周知する必要があると考えるが、政府の方針を示されたい。

六、二〇〇〇年は西暦の下二けたが「〇〇」で終わる年のうち、四〇〇〇年に一度の閏年であるが、ほとんどのコンピュータはこの四〇〇〇年ルールをプログラムしておらず、二〇〇〇年は二月二十八日までしか設定されていないといわれている。

る。従って日付が一日早まってしまう問題が生じる。この問題に対する政府の対応を示されたい。

七、航空機及びその制御装置、医療機器等に埋め込まれたマイコンチップについて重大な問題を有する装置等は確認されていないとの答弁であるが、その後、厚生省の行った調査によれば、一部の医療機器について二〇〇〇年一月一日に止まる等の問題のあることが判明したとのことである。航空機及びその制御装置、医療機器等に埋め込まれたマイコンチップは膨大な量である。その確認についていかなる調査を行っているのか明らかにされたい。

八、現在の政府の対応は各省庁別の対応が中心となつていて、西暦二〇〇〇年問題は複合的な作用により、一層深刻な問題を生ずる可能性もあり、総合的な観点から危機管理計画を作成することが肝要と思われる。例えば、長時間電力供給が止まり、コンピュータの無停電装置の能力を超えるような停電になつた場合のコンピュータシステムの安全性、あるいは、エレベーターが作動しなくなった救急病院の代替病院の指定といったような問題は、エネルギー、医療といった各分野別の対応では想定しづらい問題と思われる。こうした複合的な作用から生ずる問題に対し、政府はどのような危機管理計画を策定しているのか示されたい。

九、最後に国際的課題について伺いたい。

イ 日本は食糧や資源の海外依存度が極めて高い国である。日本に大量の輸出をしている国で二〇〇〇年問題の発生による混乱が起きれば日本への影響も当然考えられる。また、輸送船舶はコンピュータによる自動化が進んでおり、日本への輸送船舶における二〇〇〇年問題の発生が危惧される。我が国との関係の深い海外諸国及び輸送船舶の二〇〇〇年問題への対応のための海外支援について政府の対応を示されたい。

ロ NATO(北大西洋条約機構)では「ロシアが抱える大量の核弾頭ミサイルが二〇〇〇年のコンピュータの誤作動で発射される恐れがある」との予測を発表し、日本にも飛来する可能性があるとされている。また、CIA(米中央情報局)はロシアの早期警戒システム「データー処理に手違いが起きる恐れがある」と指摘している。政府は我が国の防衛という観点からこのような問題に対してどのような対策を講じているか示されたい。

平成十一年四月六日

内閣総理大臣 小淵 恵三

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員日笠勝之君提出コンピュータ西暦二〇〇〇年問題への政府の対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員日笠勝之君提出コンピュータ西暦二〇〇〇年問題への政府の対応に関する質問に対する答弁書

一について

航空分野については、我が国の航空管制システムについて、システム更新の機会を利用するなど、従来から着実にコンピュータ西暦二千年問題(以下「二千年問題」という)への対応を進めてきており、本年六月末までに二千年問題への対応を危機管理計画の策定も含めて完了することとしている。なお、本年三月末までに模擬テストの実施を含めたプログラムの修正を完了しており、計画的に取組が進展している。また、主要な航空会社に対し昨年十月中旬に行った調査によると、重要と考えられるシステムにおける模擬テストの進捗率は平均で四十パーセントの水準となっているが、昨年十二月下旬に行った調査によると、進捗率は六十八パーセントにまで上昇している。これらの航空会社においては、二千年問題への対応作業は本年六月末までに完了する見込みであり、計画的に取組が進展していると承知している。

また、諸外国とのグローバルネットワークでの模擬テストの実施については、航空管制分野において、米国のほか、昨年十二月には香港との共同模擬テストを成功裡に終えたところである。その他の近隣諸国に対しても、共同模擬テ

ストの実施を働きかけ、所要の調整を行っているところである。

金融分野については、国際的なネットワークとして、スイフトが存在している。このネットワークにおいては、テスト専用システムの用意等手厚いテスト環境が準備されており、各国の参加者は、共同模擬テストを行わなくとも基本的に随時テストを行える場が提供されている。

また、この他にも情報通信を利用し、クレジット決済などが世界的規模で提供されている。これらのベースとなる電気通信ネットワークの国際間接続においては、年号を含む情報が処理されていないことから、国際間における問題は生じないと考えられるが、各国における二千年問題への取組を加速させ、より安心して電気通信ネットワークが利用できるよう、政府及び国際電気通信連合が国際的な共同模擬テストの実施を働きかけ、現在、関係事業者間において早期実施に向けて検討を進めているところである。

二について

二千年問題への対応については、定期的にその推進状況を「コンピュータ西暦二千年問題に関する顧問会議(以下「顧問会議」という)等の場に報告、公表することとしており、中央省庁、特殊法人等の保有するコンピュータ・システムについても、現在、第二回目の調査を

行っているところである。現段階では、「コンピュータ西暦二千年問題に関する行動計画」(平成十年九月十一日高度情報通信社会推進本部決定。以下「行動計画」という)に基づき、機器の更新時期や新システムへの移行時期との関係等やむを得ない事情があるものを除く優先システムについて、原則として、本年六月末までに模擬テストを完了するよう取り組んでいるところである。なお、仮に、御指摘のように、模擬テストの実施時期が明らかでないもの、あるいは本年六月末までに実施できないとするものがあった場合においては、できる限り早急に適切な対応が講じられるよう取組を徹底してまいりたい。

三について

金融機関における二千年問題については、金融監督当局が昨年八月に策定した「コンピュータ二千年問題に関する金融検査におけるチェックリスト(改訂版)」に基づき、システムの修正、修正後の模擬テストの実施、危機管理計画の作成に重点を置いた検査を実施している。小人数の体制で徹底した検査を実施することは、はたして可能であるのかとの御指摘については、平成十年三月期及び九月期の自己査定の実施状況等実態把握するために昨年八月末から実施している地方銀行、第二地方銀行に対する集中検査において、大蔵省財務局(以下「財務

局」という。)とも連携し、二千年問題への対応についても実態把握している。また、二千年問題に関する検査のために専門的知識及び実務経験を有する者四名を非常勤職員として採用し、

昨年十月から、これら非常勤職員を含めた検査官により主要銀行を中心に二千年問題への対応に重点を置いた検査を実施しているとともに、

二千年問題に関する検査のために、これら非常勤職員をも活用して、検査官に対する二千年問題に関する研修等を実施し、財務局を含め検査官全体の二千年問題に関する知識、能力の充実、強化を図って対応しているところである。

日本の銀行の対策費が少なすぎるとの御指摘については、対策費の多寡は対応を要するシステムの規模、これまでのシステム整備への対応状況等に左右されるものであり、表面的な数字だけをとりえて対策費が過少であるかどうかを判断するのは困難であると考え。例えば、日本の銀行については、主に千九百八十年代後半から千九百九十年代初めに行われたシステムの総合的ネットワーク化の過程(第三次オンライン整備)において、「西暦四けた化」、「開発手法の標準化」を実施したところもあり、主要行の中には、この過程で、数百億円の費用を投じて整備を行ったところもある。

中小の金融機関に対する検査については、平成十年三月期及び九月期の自己査定の実施状況

等を実態把握するために昨年八月末から実施している検査において、財務局も連携し、二千年問題への対応についても併せて実態把握しているところである。

金融以外の他の民間重要分野については、行動計画に基づき、所管事業者の自主的な総点検の実施を要請しているところであるが、広範、多岐かつ複雑な体系を有するコンピュータ・システムのチェックには極めて専門的な知見と技術が必要とするため、各事業者の自社内のシステム担当者による作業に加え、機器やソフトウェアの製造業者、販売業者等コンピュータ・システムの専門家に確認を依頼するなど、外部の専門家の知見と技術を活用した対応が適切な対応方法であると考えている。今後とも、専門性、第三者性確保の観点を検討しつつ、取り組んでまいりたい。

四について

我が国においても、外務省が、二千年問題により生じ得る様々な状況を想定し、海外在留邦人や邦人渡航者の安全対策のため、情報提供を含めた適切な対応策について検討を行っているところである。

年末年始にかけての通貨供給に関しては、日本銀行の専管事項であるため、答弁することとを差し控えたい。

また、個人、一般消費者の二千年問題への対応については、各分野における適時かつ適切な

情報提供が肝要であると考えており、行動計画に基づき、二千年問題に関する周知徹底に努めているところである。今後とも、各分野における情報提供を促すとともに、顧問会議等の場を通じて、各分野の行動計画の推進状況について広く公表してまいりたい。

五について

お尋ねのいわゆる「九九問題」については、昨年十二月に、内閣官房内閣内政審議室から各省庁に対し、自らのシステムについて万全の対応を期するとともに、所管する特殊法人等や地方公共団体に対し、あるいは所管団体を通じて等により業界等に対し、最終的な対応を促すよう要請を行ったところである。現在のところ、ごく一部の企業において軽微なトラブルがあったものの、直ちに修正等の手当が行われたため、大きな問題が生ずるには至っていないと認識している。

今後とも、二千年問題に関して一層の注意喚起を行っていく中で、いわゆる「九九問題」を始めとする二千年一月一日以外に発生し得る問題についての注意喚起も行い、円滑な対応がなされるよう努めてまいりたい。

六について

お尋ねのいわゆる「うるう年問題」については、従来から二千年問題の一環としてできる限り注意喚起を行ってきたところであり、二千年問題への対応の中で必要な手当がなされるもの

と期待している。

今後とも、二千年問題に関して一層の注意喚起を行っていく中で、いわゆる「うるう年問題」を始めとする二千年一月一日以外に発生し得る問題についての注意喚起も行い、円滑な対応がなされるよう努めてまいりたい。

七について

航空機については、二千年問題への対応状況等について把握すべく、航空機製造業者等に対し、昨年九月に調査を行ったところであるが、マイクロ・コンピュータを含めた航空機に係るコンピュータ・システムについては、現在、航空機製造業者により製造した機体ごとの部品の確認、部品を納入したマイクロ・コンピュータ製造業者等に対する照会等の更に詳細な調査及び確認が行われているところである。今後、調査等の結果、問題が発生するおそれがある航空機が確認された場合には、当該航空機の運航を差し止める等、航空機製造業者及び航空会社の対応状況に応じて必要な措置を適時かつ適切に行ってまいりたい。

医療用具については、二千年問題への対応状況等について把握すべく、昨年十月に関係団体を通じて医療用具製造業者等に対する予備的な調査を行い、さらに、昨年十二月末にすべての医療用具製造業者等(約三千五百社)を対象に、二千年問題の発生のおそれのある医療用具についての模擬テストの実施状況、今後の対応予定等

について調査を実施し、現在その結果の取りまとめを行っているところである。

なお、昨年十月の調査により「二千年一月一日に止まる」等の問題を有することが明らかになっている医療用具については、患者の生命に危害を及ぼすものではなかったが、既に当該医療用具の製造業者等が、その修正作業を行っていることと承知している。

今後、昨年十二月の調査等の結果、問題を有することが明らかになった医療用具の製造業者等に対しては、二千年問題の発生を防止するに足る措置を採るべきことを命ずる等、保健衛生上の危険の発生を未然に防ぐよう努めてまいりたい。

八について
各分野における個々の主体が危機管理計画を策定するに当たり、他の分野の状況をも踏まえた総合的な観点から策定することが可能となるよう、各分野における二千年問題への対応状況について、できる限りの情報の公開を促しているところである。政府としては、こうした危機管理計画の策定のための手引きを顧問会議の下作業部会で策定し、顧問会議等での議論を経て、本年四月に公表する予定である。

九のイについて
食糧や資源の面で我が国との関係の深い諸外国に対する二千年問題への対応についての国際的な支援に関しては、船舶の問題も含め、これ

まで国際的な場における議論に積極的に参加してきたところである。

諸外国との関係においては、国際連合等国際的な場での議論に積極的に参加、貢献するとともに、民間調査機関の調査結果等を鋭意検討しているところである。

船舶における二千年問題については、個々の船舶により搭載しているコンピュータ・システムの仕様が異なることから、船主による個別の判断が必要であり、かつ、同時に多数の様々な船舶が世界中を運航していることから、一部の国へのみの対応では船舶の安全運航を担保し得ない旨国際的に認識されているところである。かかる観点から、国際連合の機関である国際海事機関海上安全委員会は、千九百九十七年六月から千九百九十八年十二月までに三度にわたり回章文書を発出することにより、船舶の二千年問題への対応の必要性に関し、注意喚起を行うとともに、各国政府に対し、船主その他の関係者に周知することを求めたところであり、本件の審議に当たっては、我が国も積極的に参画してきたところである。

今後とも、本件問題に関する諸外国との関係については、国際的な場を通じ貢献を行ってまいりたい。

九のロについて
政府としては、軍事的側面において、例えば、ミサイル、戦車、航空機そのものよりもこ

これらの修理等に用いる器材等が履歴管理の観点から二千年問題の影響を受けることが多いと考えている。また、御指摘のような戦略核ミサイルの発射に関するシステムには、従来から偶発的な発射が生じないよう万全の措置が講じられていると承知しており、さらに、二千年問題に関し、アメリカ合衆国とロシア連邦の間では、両国の協力に関する協議が進められていると承知している。したがって、二千年問題による戦略核ミサイルの発射という重大な事態が引き起こされる可能性は少ないと考えられる。

いずれにせよ、軍事的分野における二千年問題に対しても、国際的努力が継続していると承知しており、かかる努力に対して政府として引き続き注視してまいりたい。

民間機及び民間船舶による武器・弾薬等の輸送に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十一年三月二十四日

参議院議長 斎藤 十朗殿
照屋 寛徳

民間機及び民間船舶による武器・弾薬等の輸送に関する質問主意書

在沖米海兵隊の県道一〇四号線越え実弾射撃訓

練演習の本土移転演習に際し、民間機及び民間船舶で兵員、銃、榴弾砲、弾薬等が輸送されていることが判明した。

民間機及び民間船舶によるこれら武器・弾薬等の輸送は国内法令や日米地位協定にも違反する違法・不当な行為であって、断じて容認できない。同時に、これら武器・弾薬等の輸送は、現在国会で審議中のガイドライン関連法案の先取りであると強く指摘しなければならぬ。

私は、これらの問題について予算委員会や沖特委で政府の見解を質したが、納得しうる答弁は得られなかった。

よって、次の点について質問する。

一、一九九七年在沖米海兵隊が北富士演習場で実弾砲撃移転訓練を実施した際、全日空機をチャーターして兵器、銃、弾薬を輸送したのは事実か明らかにされたい。もし、事実であるならば、以下の点について政府はどのように把握しているか明らかにされたい。

1、右全日空機をチャーターしたのは、防衛施設庁かそれとも日本通運か、明らかにされたい。

2、右全日空機で輸送した兵員の数、銃器の種類と量、弾薬の量について明らかにされたい。

3、右全日空機による輸送の際、武器・弾薬等の積込み、荷降ろしは誰が、どのような手段で行ったのか明らかにされたい。

4、全日空と防衛施設庁又は日本通運のいずれかがチャーター契約を締結した際、あらかじめ武器・弾薬の輸送であること、輸送する武器・弾薬の数量等については明示のうえ了承を得たのか明らかにされたい。

5、チャーターされた全日空機に搭乗した海兵隊員が全日空機の航行を具体的に管理、指揮していたのかについて、政府はどのように把握しているのか明らかにされたい。

6、右全日空機での武器・弾薬の輸送について、同機に対し日米地位協定第五条を適用した根拠及びそれ以前に民間機による武器・弾薬の輸送で日米地位協定第五条を適用した事例があったのか明らかにされたい。

二、一九九九年に沖米海兵隊が日出生台演習場で実弾砲撃移転訓練を実施した際、民間船舶をチャーターして一五五ミリ榴弾砲等を輸送したのは事実か明らかにされたい。もし、事実であれば、以下の点について政府はどのように把握しているのか明らかにされたい。

1、チャーターした船舶名、船舶を所有する会社、榴弾砲等を積み込んだ港、荷降ろしをした港、輸送した榴弾砲の数、車両等輸送物資の詳細を明らかにされたい。

また、榴弾砲等の積み込み、荷降ろしは誰が、どのような手段で行ったのか明らかにされたい。

2、右チャーターした船舶に乗り込んだ海兵隊

員は、船舶の運行についていかなる管理、指揮をなしたのか具体的に明らかにされたい。

3、右民間船舶での榴弾砲等の輸送について、同船舶に対し日米地位協定第五条を適用した根拠及びそれ以前に民間船舶による榴弾砲の輸送で日米地位協定第五条を適用した事例があったのか明らかにされたい。

右質問する。

平成十一年四月九日

内閣総理大臣 小淵 恵三

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員照屋寛徳君提出民間機及び民間船舶による武器・弾薬等の輸送に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員照屋寛徳君提出民間機及び民間船舶による武器・弾薬等の輸送に関する質問に対する答弁書

一の1について

平成九年七月、沖縄県に駐留するアメリカ合衆国海兵隊(以下「米海兵隊」という。)が、沖縄県道一〇四号線越え実弾砲兵射撃訓練を北富士演習場に移転して行った訓練に際し、防衛施設庁は、我が国に駐留するアメリカ合衆国軍隊(以下「在日米軍」という。)からの調達の依頼を受け、日本通運株式会社(以下「日本通運」という。)と輸送役務契約を締結し、当該契約に基づ

き、在日米軍が、御指摘の民間航空機(以下「本件航空機」という。)等により米海兵隊の人員並びに銃器及び弾薬等を同演習場へ輸送したところである。

また、本件航空機は、在日米軍からの調達の依頼を受け、防衛施設庁が借り上げたものであり、借上げに当たっては、防衛施設庁と当該契約を締結した日本通運が、全日本空輸株式会社(以下「全日空」という。)と貸切運送契約を締結している。

一の2について

本件航空機で輸送された米海兵隊の人員の数は約百三十名、銃器の種類と数は小銃約七十挺及びけん銃約二十挺並びに弾薬の数は米海兵隊の軍事警察のけん銃用弾薬約三十発である。

一の3について

本件航空機への銃器及び弾薬の積み込みについては、全日空の依頼を受けた民間事業者が、米海兵隊の隊員及び防衛施設庁の職員の立会いの下、自動運搬装置(ベルトコンベア)を用いて行い、米海兵隊の軍事警察のけん銃一挺以外の銃器を貨物室に、当該けん銃一挺及び当該けん銃用の弾薬約三十発を機長の指定した場所に積み込んだ。

また、本件航空機からの取卸しについても、同民間事業者が、米海兵隊の隊員及び防衛施設庁の職員の立会いの下、自動運搬装置(ベルトコンベア)を用いて行ったところである。

一の4について

防衛施設庁は、運送役務契約を締結した日本通運を通じて、銃器及び弾薬を含む積載物の内容について、あらかじめ全日空に連絡していたところである。したがって、全日空においては、銃器の種類及び数並びに弾薬の数について把握していたものと承知している。

一の5について

本件航空機による輸送における日本通運と全日空との間の貸切運送契約は、通常の貸切運送契約であり、本件航空機の操縦、運航管理等の運航業務の実施自体は、当該契約に基づいて全日空の従業員が行ったものである。また、米海兵隊の人員等を所定の日時及び場所に安全に輸送することについては、在日米軍内において責任を有する米海兵隊の指揮官が本件航空機に搭乗し、その形態で運航を管理していたものである。

一の6及び二の3について

本件航空機及び本年二月に米海兵隊が日出生台演習場で行った射撃訓練に際し、米海兵隊のけん銃等弾薬等を輸送した民間船舶(以下「本件船舶」という。)は、在日米軍からの調達の依頼を受け、防衛施設庁が借り上げた航空機及び船舶であり、防衛施設庁と日本通運との間の輸送役務契約において、米海兵隊の指揮官が本件航空機及び本件船舶に乗り込み、その運航を管理する旨明らかにされており、また、実際にもその

ように運航されているので、本件航空機及び本件船舶は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年条約第七号。以下「地位協定」という。第五条にいう「合衆国及び合衆国以外の国の船舶及び航空機で、合衆国によって、合衆国のために又は合衆国の管理の下に公の目的で運航されるもの」に該当すると考える。

また、御指摘の事例以前に、在日米軍からの調達の依頼を受けて防衛施設庁が民間航空機又は民間船舶を借り上げた事例については、防衛施設庁に保管されている記録により確認できる範囲において、航空機に関してはその事例はなく、船舶に関しては、これまで射撃訓練を本土の各演習場に移転した際、民間船舶によりりゅう弾砲等が輸送されており、これらの民間船舶についても、本件船舶と同様に、地位協定第五条が適用されたところである。

なお、従来から、アメリカ合衆国政府が防衛施設庁に調達の依頼を行うことなく自ら借り上げた民間の航空機及び船舶により、在日米軍が、地位協定第五条に基づき我が国に出入及び移動していることは承知しているが、その際に、具体的にいかなる物資を輸送しているかは、アメリカ合衆国政府と民間事業者の間の契約に係る事項であり、りゅう弾砲等の武器、弾

薬等を輸送したかについては政府としては承知する立場になく、この点についてお答えすることは困難である。

二の1について

御指摘の本年二月の米海兵隊の射撃訓練に際し、防衛施設庁は、在日米軍からの調達の依頼を受け、日本通運と輸送役務契約を締結し、当該契約に基づき、在日米軍が、本件船舶等により米海兵隊の百五十五ミリりゅう弾砲等を日出生台演習場へ輸送したところである。

本件船舶の名称は、「第三光洋丸」及び「よね丸」であり、それぞれの所有者は、日陽 Shipping 株式会社及び大興産株式会社である。本件船舶により、百五十五ミリりゅう弾砲四門、車両約四十台及びコンテナ等の物資が輸送され、本件船舶への積み込み及び本件船舶からの取卸しについては、沖縄県に駐留するアメリカ合衆国陸軍の管理する那覇港湾施設及び大分県の管理する大分港において、琉球港運株式会社、日本通運等の民間事業者が、米海兵隊の隊員及び防衛施設庁の職員の立会いの下、クレーン、フォークリフト等を用いて行ったところである。

二の2について

本件船舶の操船、運航管理等の運航業務の実施主体は、本件船舶に係る船舶運航事業者の従業員が行ったものである。また、米海兵隊の物資を所定の日時及び場所に安全に輸送すること

については、在日米軍内において責任を有する米海兵隊の指揮官が本件船舶に乗船し、その形態で運航を管理していたものである。

第十号中正誤

ページ 段行 誤

六三 元 譲渡表

譲許表

正

発行所 千一〇五八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号 大蔵省印刷局

電話 03 (3587) 4294

定価 本号一部 二二五円
(本体 一一〇円)